

経営規模等評価審査 申請の手引き

(奈良県知事許可業者用)

令和 8 年 7 月 改 訂 版

Ver.1

経営事項審査においては、下記に該当する行為をした場合、罰則（拘禁又は罰金）に処せられる事があります。

（建設業法第 50 条第 4 項、第 52 条第 4 項、第 53 条）

1. 申請書類に虚偽の記載をして提出したもの
2. 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したもの

奈 良 県

建設産業課

経営規模等評価審査 申請の手引き

目次

I 経営事項審査（経審）とは	1
（1）経営事項審査の概要	1
（2）経審の申請の流れ	1
（3）審査基準日と有効期間について	2
（4）審査項目について	2
II 経審の申請方法	3
（1）申請することができる者	3
（2）申請方法（紙申請の場合）	3
（3）申請方法（電子申請の場合）	3
III 申請書の構成	4
（1）添付書類一覧	4
（2）提示書類一覧	5
（3）申請に係る注意点	5
①マイナンバーが記載された書類の提示・提出について	5
②医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について（  注意  ）	5
③押印の廃止及び窓口での本人確認について	6
④行政書士による代理申請の取扱いについて	7
IV 申請書等の記載方法	8
（1）経営規模等評価申請書審査調書	8
（2）経営規模等評価申請書（様式第25号の14）	9
（3）工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙一）	14
（4）その他の審査項目（社会性等）（別紙三）	18
（5）技術職員名簿	27
【1】技術職員の常勤性（6ヶ月を超える恒常的な雇用関係の確認）	28
【2】技術職員の資格及び業種について	30
【3】講習受講欄について	31
【4】項番81について	31

【5】資格者証交付番号欄	31
(6) 工事経歴書について	32
【1】工事経歴書の記載方法	32
【2】工事確認方法及び必要書類	32
V 結果通知書について	35
(1) 結果通知書の内容証明について	35
(2) 審査結果の公表について	35
(3) 再審査について	35
VI 参考資料	36
(1) 申請手数料一覧	36
(2) 奈良県市町村コード	36
(3) 業種コード一覧（別紙1 工事種類別完成工事高）	37
(4) 業種コード一覧（別紙4 技術者名簿）	37
(5) 別表第十八（第二の四の10 関係）	37
(6) 有資格コード一覧（別紙4 技術者名簿）	38
(7) 登録経営状況分析機関一覧	42
VII 経営事項審査の承継について	43
VIII 経営事項審査における完成工事高の考え方について	45
(1) 建設工事の分割計上について	45
(2) 経営事項審査における完成工事高の取扱いに注意が必要なものについて	45
(3) その他完成工事高の考え方についてよくある問い合わせ	48
(4) 完成工事高の振替(算入)について	49
IX 経営事項審査に関するよくある質問	50
【経営事項審査とは】(P50)	
Q0 「経営事項審査」は全業者が受ける必要がありますか？	
Q1 「経営事項審査」を申請する条件は何ですか？	
Q2 「経営事項審査」の申請の流れを教えてください。	
Q3 経営事項審査申請受付後、どのくらいで結果通知書が送られてきますか？	
Q4 「経営事項審査」は、毎年、決算終了後に受けなければならないのでしょうか？	

【申請について】(P50～P52)

- Q1 申請手数料はいくらでしょうか？
- Q2 申請書類の入手方法を教えてください。
- Q3 初めて経営事項審査を受審するため、前回の経営事項審査申請書の控え一式が提示できません。代わりに何を提示すれば良いですか？
- Q4 新規許可取得後、決算期が未到来のため、決算変更届が提示できません。代わりに何を提示すれば良いですか？
- Q5 「再審査の申立」は、どのような場合にすることができますか？
- Q6 土木工事業についてのみ経営事項審査を受審を申請し、結果通知書を受け取りました。その後、同じ審査基準日で既に許可を受けていた造園工事業も経審を受審する必要性が生じたので、追加で受審したいのですが、可能ですか？
- Q7 審査基準日時点では造園工事業の許可を受けておらず、いったん経営事項審査を受審しました(①)。その後に業種追加申請により造園工事業の許可を取得しましたが、造園工事業について経審の再審査を受審することはできますか？
- Q8 実績が0円の業種について、経審を受審することはできますか？
- Q9 審査基準日時点では造園工事業の許可を受けていましたが、その後、申請日までに一部廃業の届出を行い、造園工事業の許可を失いました。この場合、審査基準日時点で許可を有しているので、造園工事業について経審を受審することはできますか？
- Q10 今年から、経営事項審査を受審するのをやめます。この場合、毎年の「決算変更届」の提出も不要となるのでしょうか？
- Q11 経営事項審査の結果は公開されますか？
- Q12 完成工事高0円、技術職員0人ですが、経営事項審査を受審することはできますか？
また、受けることができた場合、総合評価値(P点)は0点になるのでしょうか？
- Q13 決算日を変更した際の完成工事高の計算方法を教えてください。
- Q14 完成工事高の積み上げについて、昨年度、舗装工事業を、土木一式工事業に積み上げしていましたが、今年度は、舗装工事業を受審できますか。
- Q15 持続化給付金を完成工事高に含めることはできますか。

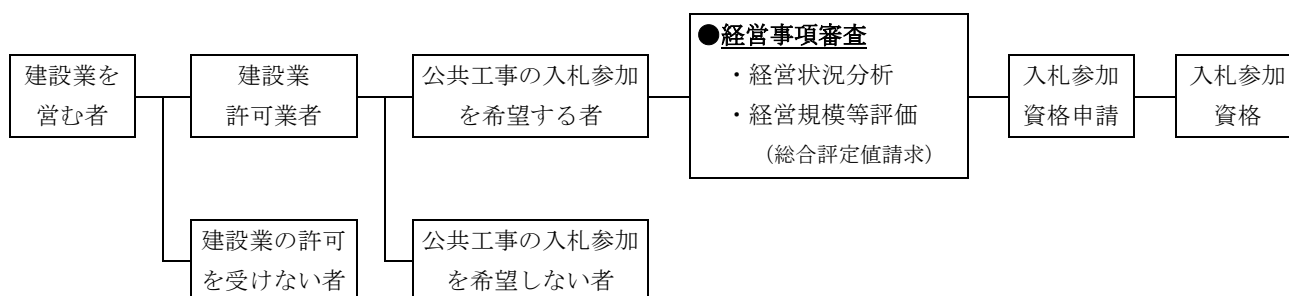
I 経営事項審査（経審）とは

(1) 経営事項審査の概要

経営事項審査（経審）とは、一定の公共工事を直接請け負おうとする建設業者が、その経営についての客観的な事柄について受けなければならない審査（建設業法第27条の23）で、国の登録機関の行う「経営状況分析（Y点）」と許可行政庁が行う「経営規模等評価（XZW点）」からなり「経営の規模・経営状況・技術力・社会性」の観点から事業活動を客観的に評価し、評点を算定するものです。

「経営状況分析（Y点）」の結果と「経営規模等評価（XZW点）」の結果により算出した項目を総合的に評価したものを総合評定値（P点）といいます。

総合評定値 (P点)	=	0.2 (Y) 経営状況	+	0.25 (X 1) + 0.15 (X 2) + 0.25 (Z) + 0.15 (W) 完成工事高 自己資本・利益額 技術力 社会性
		経営状況分析		経営規模等評価



(2) 経審の申請の流れ

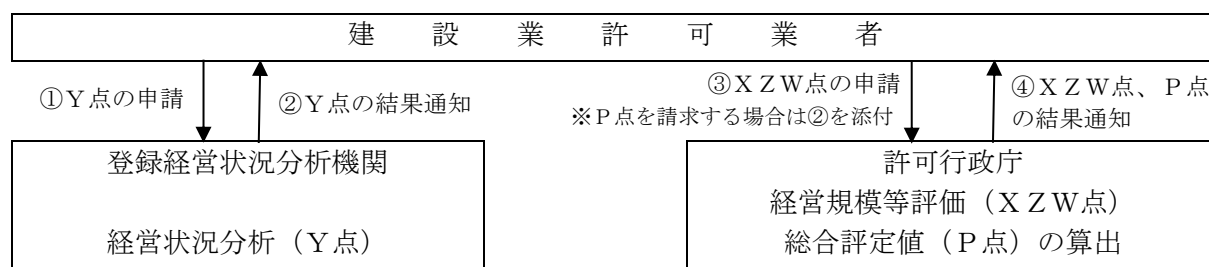
〈決算終了後〉

- ① 確定申告 {

法人：2 か月以内
 個人：翌年 3 月
 - ↓
 - ② 決算変更届の提出（土木事務所）
 - ↓
 - ③ 経営状況分析（登録経営状況分析機関）
 - ↓
 - ④ 経営規模等評価申請・総合評定値請求（建設産業課）
- 決算終了後 4 か月以内

※ 「経営状況分析（Y点）」は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関に対して、「経営規模等評価（XZW点）」は、許可行政庁（奈良県知事）に対して申請します。登録経営状況分析機関の一覧はP42をご覧ください。

※ 「経営規模等評価（XZW点）」と「総合評定値（P点）」を同時に請求する場合は、申請時に「経営状況分析（Y点）」の審査結果通知書の原本の添付が必要ですので、先に「経営状況分析（Y点）」を受審しておく必要があります。



(3) 審査基準日と有効期間について

審査基準日について

経審では、原則、申請日直前の事業年度の終了日（決算日）を基準として、その時点における各項目について評価を行います。この日を審査基準日といいます。

法人設立、事業承継等を行った場合は、それぞれ設立日、事業承継日（開業日）が審査基準日となりますことがあります。

なお、審査基準日は申請する日の直前の事業年度の終了日（決算日）になります。

（例）令和5年12月31日決算に基づく申請は、新たな審査基準日（決算日）（令和6年12月31日）以降できません。

有効期間について

経審の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。建設業者は、公共工事の請負契約を締結する日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了日以降に経審を受ける必要があります（建設業法施行規則第18条の2）。受付後、結果が出るまで約1か月かかります。

※ 経審の申請時期は P3 の表を目安にしてください。

決算月 (審査基準日)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有効期間 満了日	同年 8月	同年 9月	同年 10月	同年 11月	同年 12月	翌年 1月	翌年 2月	翌年 3月	翌年 4月	翌年 5月	翌年 6月	翌年 7月

(4) 審査項目について

経審の審査項目は下表のとおりです。それぞれの項目の詳細は、「V 申請書の記載方法」（P8～）をご覧ください。

		項目区分		審査項目	ウェイト	申請先等
総合 評 定 値 P 点	経営状況 分析	経営状況（Y点）		純支払利息比率	0. 2	国土交通大臣の登録経営状況分析機関に申請
				負債回転期間		
				売上高経常利益率		
				総資本売上総利益率		
				自己資本対固定資産比率		
				自己資本比率		
				営業キャッシュ・フローの額		
				利益余剰金の額		
	経営規模等 評価	経営規模 （X点）	（X 1点）	完成工事高（業種別）	0. 2 5	許可行政庁に申請
			（X 2点）	自己資本額	0. 1 5	
				利益額		
		技術力 （Z点）		技術職員数（業種別）	0. 2 5	（経営規模等評価申請と同時に総合評定値（P点）の請求を行うことができます） ※総合評定値（P点）の請求を行う場合は、経営状況分析結果通知書の原本の添付が必要。
				元請完成工事高（業種別）		
		その他の審査項目 （社会性等） （W点）		建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	0. 1 5	
				建設業の営業年数		
				防災活動への貢献の状況		
				法令遵守の状況		
				建設業の経理の状況		
				研究開発の状況		
				建設機械の保有状況		
				国又は国際基準化機構が定めた規格による登録状況		

Ⅱ 経審の申請方法

(1) 申請することができる者

申請日時時点で建設業許可を有する建設業者（建設業許可更新の申請審査中は許可を有効とみなし申請可能）

(2) 申請方法（紙申請の場合）

申請の予約

申請する前日までに来庁又は電話による予約が必要です

予約は先着順のため、ご希望の日時を予約できない場合があります。あらかじめご了承ください。

＜来庁の場合＞ 奈良県建設産業課（奈良市登大路町30 県庁分庁舎6階）

＜電話の場合＞ 予約専用電話（奈良県建設産業課内）

予約電話番号 0742-27-5429

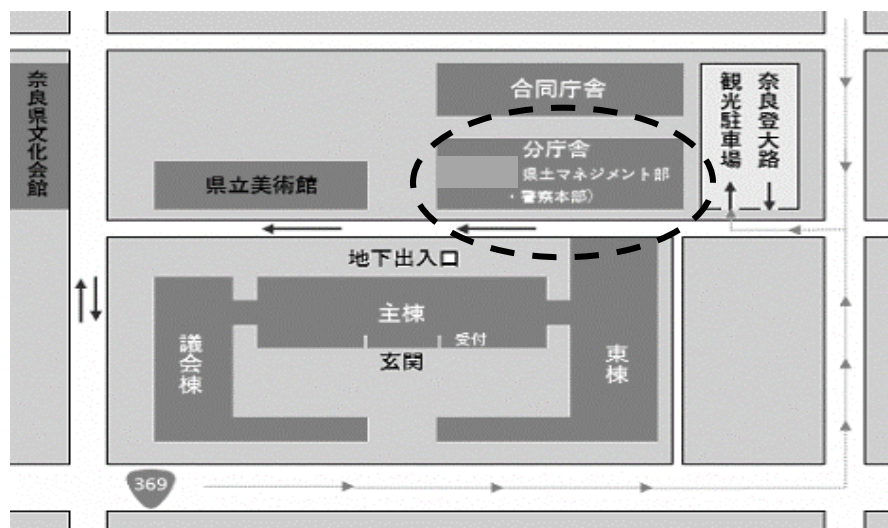
※予約受付日時＝ 9時00分～12時00分

13時00分～16時00分

（土日祝日、閉庁日は除く）

【予約時の伝達事項】・・・申請希望日時、許可番号、商号又は名称、審査基準日、
来庁予定者名、電話番号

【申請場所】……………奈良県建設産業課（奈良市登大路町30 県庁分庁舎6階）



(3) 申請方法（電子申請の場合）

- ・ ご予約は不要です
- ・ 電子申請システムの操作方法については、CHICのマニュアルをご覧ください。システムに関するお問い合わせはCHICあてにお願い致します。
- ・ 証紙の収納方法については、電子収納または奈良県証紙による収納、どちらも可能です。
- ・ 必要書類については、P4～5をご参照ください。P4～5に記載の必要書類一覧のうち、「電△」の書類に関しては電子申請の場合に限り省略可能である場合があります。

★ 決算期別経審申請時期

※ 下表を目安にして、申請をするようにしてください。

ただし、入札参加資格の受付期間によっては、下表に記載されている時期よりも早く受けなければならない場合もありますので、充分にご注意ください。

決算月 (審査基準日)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
申請月	同年 6月	同年 7月	同年 8月	同年 9月	同年 10月	同年 11月	同年 12月	翌年 1月	翌年 2月	翌年 3月	翌年 4月	翌年 4～6月

Ⅲ 申請書の構成

(1) 添付書類一覧

※添付書類、提示書類は写しでも可。添付書類は返却しません。不鮮明なものは不可。本人確認（P6）のみ現物が必要。

※●：必須書類 ▲：該当する場合にのみ必要な書類 電△：電子申請に限り省略が可能な場合がある書類 区分 参照

1	経営規模等評価申請書審査調書	●電△	P8
2	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(規則様式第 25 号の 14)	●	P9
3	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（規則様式第 25 号の 14 別紙 1）	●	P14
4	工事種類別完成工事高付表（国交省通知様式第 1 号）※完工高の振替を行う場合に必要	▲	P49
5	技術職員名簿（規則様式第 25 号の 14 別紙 2）	●	P27
6	その他の審査項目（社会性等）（規則様式第 25 号の 14 別紙 3）	●	P18
7	経営状況分析結果通知書（規則様式第 25 号の 10）	●	P1(2)
8	「資本金借入金」該当証明書の写し（国交省通知様式）	▲	P13
9	建設機械の保有状況一覧表（建設機械様式 1）	▲	P25
10	経営規模等評価結果通知書（前期分）	●	P35
11	建設業退職金共済制度加入の確認書類	▲	P19
12	退職一時金制度導入もしくは企業年金制度導入の確認書類	▲	P19
13	法定外労働災害補償制度加入の確認書類	▲	P20
14	CPD 単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く） （国交省通知別記様式第 4 号）	▲	P20
15	CPD 単位の取得の確認書類	▲	P20
16	技能者名簿（国交省通知別記様式第 5 号）	▲	P21
17	技能レベル向上者数の確認書類	▲	P21
18	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定状況の確認書類	▲	P21
19	次世代育成支援対策推進法に基づく認定状況の確認書類	▲	P21
20	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定状況の確認書類	▲	P21
21	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の確認書類 （規則様式第 6 号）	▲	P22
22	建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無 （国土交通省通知別記様式第 7 号）	▲	P22
23	防災協定締結の確認書類	▲	P23
24	建設業の経理の状況の確認書類	▲	P23
25	経理処理の適正を確認した旨の書類（国交省通知様式第 2 号）	▲	P23
26	研究開発の状況の確認書類	▲	P24
27	建設機械の保有を確認する書類	▲	P25
28	エコアクション 21 認証の確認書類	▲	P26
29	国際標準化機構第 9001 号（ISO9001）登録の確認書類	▲	P26
30	国際標準化機構第 14001 号（ISO14001）登録の確認書類	▲	P26
31	工事経歴書（規則様式第 2 号）	●	P32
32	工事経歴書記載の上位 3 件分の建設工事に係る確認書類	▲	P32
33	国家資格、実務経験等を確認する書類（技術職員名簿（規則様式第 25 号の 14 別紙 2） に記載されている 職員）の写し	▲電△	P30

34	技術職員名簿（規則様式第 25 号の 14 別紙 2）に記載のある職員の審査基準日以前 6 か月 を超える恒常的雇用関係及び常時雇用（法人の役員及び個人の事業主を含む）を確認できる書類	▲	P28
35	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（国交省通知様式第 3 号） ※高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 1 項第 2 号参照	▲	P29
36	継続雇用制度について定めた就業規則（労働基準監督署の受付印のあるものの写し） ※継続雇用制度の適用を受ける者がいる、かつ、常時 10 人以上の労働者を使用する法人	▲	P29
37	手数料証紙（奈良県証紙）貼付書	●電△	P36
38	委任状	▲	P7

（２）提示書類一覧

※●：必須書類 ▲：該当する場合にのみ必要な書類

区分 参照

決算変更届副本一式（審査対象事業年度）	●	P1(2)
前回の経営規模等評価申請書副本一式	●	—
審査対象事業年度に係る法人税確定申告書及び消費税確定申告書の控え	●	P1(2)
本人確認（書類をお持ちになる方の保険証、運転免許証又は行政書士証票等）	●	P6

（３）申請に係る注意点

① マイナンバーが記載された書類の提示・提出について

確定申告書や住民票、個人事業開始届等の書類はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示・提出して下さい。

② 医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について（▲注意▲）

下図のとおり申請時は復元できない程度のマスキング（黒塗り等）をしてください。

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

- 令和 2 年10月健康保険法等の改正より、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険の被保険者番号及び被保険者等記号・番号や健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等の被保険者整理番号、基礎年金番号の告知を求めることが禁止（告知要求制限）されたため、提出資料のマスキング（黒塗り）が必要になります。
- マスキングする箇所は、以下のとおりとなりますので、申請の際、処理をしてください。

①健康保険証

健康保険被保険者証

本人（被保険者） 平成〇年〇月〇日交付

記号 [マスキング] 番号 [マスキング]

氏名 〇〇 〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 [マスキング]
性別 〇 [マスキング]
資格取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 [マスキング]

事業所名称 株式会社 〇〇 [マスキング]
保険者番号 [マスキング]
保険者名称 〇〇〇〇
保険者所在地 〇〇市〇-〇-〇 [マスキング]

印

②標準報酬決定通知書

123-4567
〇〇市〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇 様
1234567890

住所の登録及び変更は住民基本台帳をもとに行います。それに伴い「健康保険・厚生年金保険被保険者番号及び標準報酬決定通知書」の住所欄の表示を省略しています。
（健康保険のみ加入の被保険者を除く）今後、「遺族厚生年金」は標準報酬決定通知書により決定します。
「資格取得欄」提出時、住所欄上の住所と異なる住所（居所）にお住まいの場合
・上記、住所（居所）を変更した場合
・マイナンバーをお持ちでない被保険者が住所を変更した場合
なお、初めて年金制度に加入した方の年金手帳は、決定後

健康保険・厚生年金保険被保険者番号取得確認および標準報酬決定通知書

事業所整理記号 01-7イ
事業所番号 23456

被保険者氏名	資格取得年月	標準報酬月額
被保険者番号 H1.2.3 I(男) I(新)	基礎年金番号 R2.2.2	郵便番号 被保険者住所 健保: 〇〇〇千円 厚生: 〇〇〇千円 987-6543 〇〇市〇〇〇〇〇〇

マスキング

※1 元号
※2 種別(性別)
※3 取得区分

上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がされたので通知します。

令和〇年〇月〇日

日本年金機構理事長
(〇〇年金事務所)

③ 押印の廃止及び窓口での本人確認について

令和2年12月28日より申請書への押印が廃止されました。押印廃止に伴い、申請時は、本人確認を行います。

<窓口での本人確認について>

押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号。以下「改正省令」という。）の施行（令和3年1月1日）による押印廃止に伴い、申請・届出（以下「申請等」）のために窓口にお越しの際は、下記により持参者の本人確認をしますので、本人確認書類等を必ず持参いただきますようお願いします。

本人確認書類は、申請等の時点で有効なものをご提示ください。

【注意】 本人確認ができない場合は申請等の受付ができません。

また、持参者のうち⑥に該当する方は、窓口での申請・届出書類の補正はできません。⑥の方が持参された申請・届出書類に不備があった場合は、補正内容を書面でお渡ししますので、申請・届出者（以下「申請者等」）が補正し、再度提出してください。

持参者	本人確認書類※1(原本提示)	委任状(押印不要・添付)
① 申請者等(法人の代表者)	○	-
② 申請者等(個人事業主)	○	-
③ ②の家族	○※2	-
④ 申請者等の従業員(法人の代表者以外の役員を含む)	○※2	-
⑤ 行政書士	○※3	○
⑥ 上記以外の方	○	-

※1運転免許証やマイナンバーカード(提示は表面のみ)、健康保険証、社員証など

※2本人確認書類で申請者等との関係性が確認できない場合、⑥の方と同様の対応となります

※3行政書士の場合は「行政書士証票」、行政書士の補助者の場合は「行政書士補助者証」

<各申請書等への押印の廃止について>

改正省令の施行により押印が廃止となった様式は

経営規模等評価申請書/経営規模等評価再審査申立書/総合評定値請求書（様式第二十五号の十四）
です。

行政書士が作成した書類は従来どおり行政書士の職印の押印が必要です。（行政書士法施行規則第九条）

<確定申告書への税務署受付印等について>

書面申告の場合、令和7年以降の申告分を除き税務署の受付印のあるものが必要です。

電子申告の場合は、受信通知等、受付番号及び受付日時が分かるものが必要です。

④ 行政書士による代理申請の取扱いについて

行政書士法に基づく行政書士による代理申請について、奈良県における建設業許可等にかかる申請等の取扱いは、以下のとおりです。

なお、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、行政書士法により禁じられています。

また、公認会計士・税理士等の資格を有する者も、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会の登録を受けなければ行政書士として活動できないため、ご注意ください。

☆ 各申請・届出における委任状の添付について

- ・ 委任状は、各申請・届出別に作成してください。以下の内容を含むものであれば、書式は自由です。
- ・ 委任状の日付は、各申請・届出の日において作成後3ヶ月以内のものを有効とします。
- ・ 委任の範囲は、具体的に記載してください。
- ・ 委任状には、受任する行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。
- ・ 委任状の原本を申請書・届出書の正本として添付し、写しを副本に添付してください。
- ・ 委任状には委任者の押印は不要です。

☆ 各申請・届出書類における申請者（届出者）欄の記載について

- ・ 代理申請を行う場合、書類の申請者・届出者の欄は、行政書士の記名押印（行政書士法施行規則第9条第2項）の上、申請（届出）者名を必ず記載してください(申請（届出）者の押印は不要)。
- ・ 申請・届出書類の申請事務担当者の欄には、行政書士の連絡先を必ず記載してください。

☆ 各申請・届出における本人確認について

- ・ 本人確認は、以下の本人確認書類の提示により確認を行います。
行政書士 : 行政書士証票
行政書士の補助者: 行政書士補助者証

☆ 結果通知書を行政書士あて送付希望の場合

- ・ 別にアップロードする例を参考に、送付先及び申請する業者名を規定サイズ内に記載したA4用紙を添付してください。
- ・ 上記A4用紙を角2封筒に同封いたします。
- ・ 委任状の委任内容に「通知書の受領」を含む旨の記載があるかご確認ください。

IV 申請書等の記載方法

(1) 経営規模等評価申請書審査調査

申請する業者の情報を記入すること

経営規模等評価申請書審査調査

※申請書の一番上に添付してください

許可番号	商号	代表者
第 号		

綴り順	添付書類一覧	区分	申請者確認欄
1	経営規模等評価申請書審査調査	●	
2	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(規則様式第25号の14)	●	
3	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(規則様式第25号の14別紙1)	●	
4	工事種類別完成工事高付表(国交省通知様式第1号)	▲	
5	技術職員名簿(規則様式第25号の14別紙2)	●	
6	その他の審査項目(社会性等)(規則様式第25号の14別紙3)	●	
7	経営状況分析結果通知書(規則様式第25号の10)	●	
8	「資本金性借入金」該当証明書(国交省通知様式)	▲	
9	建設機械の保有状況一覧表(建設機械様式1)	▲	
10	経営規模等評価結果通知書(前期分)	●	
11	建設業退職金共済制度加入の確認書類	▲	
12	退職一時金制度導入もしくは企業年金制度導入の確認書類	▲	
13	法定外労働災害補償制度加入の確認書類	▲	
14	CPD単位を取得した技術者名簿(国交省通知別記様式第4号)	▲	
15	CPD単位の取得の確認書類		
16	技能者名簿(国交省通知別記様式第5号)		
17	技能レベル向上者数の確認書類		
18	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定状況の確認書類	▲	
19	次世代育成支援対策推進法に基づく認定状況の確認書類	▲	
20	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定状況の確認書類	▲	
21	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の確認書類(規則様式第25号の14別紙3)	▲	
22	建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無(国土交通省通知別記様式第3号)	▲	
23	防災協定締結の確認書類	▲	
24	建設業の経理の状況の確認書類	▲	
25	経理処理の適正を確認した旨の書類(国交省通知様式第2号)	▲	
26	研究開発の状況の確認書類	▲	
27	建設機械の保有を確認する書類	▲	
28	エコアクション21認証の確認書類	▲	
29	国際標準化機構第9001号(ISO9001)登録の確認書類	▲	
30	国際標準化機構第14001号(ISO14001)登録の確認書類	▲	
31	工事経歴書(規則様式第2号)	●	
32	工事経歴書記載の上位3件分の建設工事に係る確認書類	▲	
33	国家資格、実務経験等を確認する書類(技術職員名簿(規則様式第25号の14別紙2)に記載されている職員)の写し	▲	
34	技術職員名簿に記載のある職員の審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係及び常時雇用を確認できる書類	▲	
35	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(国交省通知様式第3号)	▲	
36	継続雇用制度について定めた就業規則	▲	
37	手数料証紙(奈良県証紙)貼付書	●	
38	委任状	▲	

書類を添付した後、確認欄にチェック(○や✓等)を入れること。
▲の書類で、今回の申請では添付の必要がない場合は空欄にする。

提示書類一覧

	区分	申請者確認欄
決算変更届副本一式(審査対象事業年度)	●	
前回の経営規模等評価申請書副本一式	●	
審査対象事業年度に係る法人税確定申告書及び消費税確定申告書の控え	●	
書類をお持ちになる方の保険証、運転免許証又は行政書士証票等	●	

記入不要
(審査者記入欄)

※●：必須書類 ▲：該当する場合にのみ必要な書類

受付番号	受付年月日
番	年 月 日

審査者

(2) 経営規模等評価申請書(様式第25号の14) [20001帳票]

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)

2 0 0 0 1

取消し線を忘れずに

~~經營規模等評價申請書~~
~~經營規模等評價再審査申立~~
~~総合評定値請求書~~

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の26の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

奈良市登大路町30

(株) 奈良漬建設

代表取締役 奈良漬 太郎

申請者

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 奈良県知事 殿

太枠内は記入しない

行政庁側記入欄		項番		請求年月日		土木事務所コード整理番号	
申請年月日	01	令和	3	年	5	月	
許可年月日が複数ある場合は、最も古いものを記入							
申請許可番号	02	大臣 知事	コード	29	国土交通大臣 奈良県知事	許可(一般)	01
前回申請時と今回の申請でこの6桁の許可番号が異なる場合のみ記入							
前回の申請許可番号	03	大臣 知事	コード		国土交通大臣 知事	許可(一般)	
審査基準日	04	令和	3	02	年	03	月
申請等の区分	05	1	通常は「1」 再審査は「4」				
処理の区分	06	00	通常は左欄「00」、右欄は「空白」				
法人又は個人の別	07	1	(1. 法人) (2. 個人)				
商号又は名称のフリガナ	08	ナラヅケケンセツ	法人は資本金額または出資総額を記入 ※個人事業主の場合は空白				
商号又は名称	09	(株) 奈良漬建設	フリガナは濁音、半濁音も1カラム内に含めて記入 フリガナはハイフン(ー)などは記入不要 フリガナは法人の種類の略号((カブ)、(ユウ)など)は不要				
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ナラヅケタロウ	氏名は姓と名の間は1カラム空けて記入				
代表者又は個人の氏名	11	奈良漬太郎					
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	29201	VI 参考資料を参照				
主たる営業所の所在地	13	登大路100-1	所在地は市町村名に続く町名、字名、地番等を記入 「丁目」、「番地」、「号」は、「ー(ハイフン)」に置き換える				
郵便番号	14	870-9999	電話番号				
許可を受けている建設業	15	111111	経営事項審査申請時に許可を受けている業種のうち、一般建設業は「1」を、特定建設業は「2」を記入				
経営規模等評価の対象建設業	16	9	経営事項審査を受ける業種に「9」を記入				

項番（項目）	記入事項
01(行政庁記入欄)	記入しないでください
02(申請時の許可番号)	知事コードは「29」 許可番号は右詰めで記入し、空きカラムには「0」を記入 ※業種追加等で許可年月日が二つ以上ある場合、最も古い許可年月日を記入 ※申請日時点で有効な許可年月日を記入（審査基準日時点での許可年月日ではない）
03(前回申請時の許可番号)	「許可換え」等により、前回申請時と許可番号が違う場合のみ記入 ※建設業許可更新時は記載不要。第●●●●●●号の「●●●●●●」の部分が変わった場合にのみ記載が必要
04(審査基準日)	直前の事業年度の終了日を記入 ※承継等の特殊な申請を除き直前の決算日以外の特定の日を審査基準日として選ぶことはできません。
05(申請等の区分)	通常は「1」を記入 「1」・・・経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求 「2」・・・経営規模等評価の申請 「3」・・・総合評定値の請求 「4」・・・経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求 「5」・・・経営規模等評価の再審査の申立
06(処理の区分（左欄）)	左欄 通常は「00」を記入 法人成・個人間承継（P43）や決算日変更等の場合も、換算を行った場合は「00」を記入する。
	「00」・・・12か月ごとに決算を完結した場合 「01」・・・6か月ごとに決算を完結した場合 「02」・・・商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請する場合 (例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請する場合 「03」・・・事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請する場合 「04」・・・事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和4年3月31日）より前の日（例：令和4年1月31日）に申請する場合
06(処理の区分（右欄）)	右欄 通常は空白。 法人合併、事業譲渡、会社分割等があった場合のみ、記載が必要。

	「１０」…申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 「１１」…申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき 「１２」…申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 「１３」…申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき 「１４」…申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき 「１５」…申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 「１６」…申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合 「１７」…申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 「１８」…申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 「１９」…申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき 「２０」…申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請するとき 「２１」…申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合 「２２」…申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合
07(法人又は個人の別)	法人は「１」、個人は「２」を記入
07(資本金額又は出資総額)	株式会社は資本金額を、それ以外の法人は出資総額を記入。個人は記載不要 単独決算の場合には、経営状況分析の資本金と合致 申請日時点での資本金額を記載（審査基準日時点ではない）
07(法人番号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第１５条に規定する法人番号（いわゆる法人のマイナンバー、１３ケタ）を記入 個人は記載不要
08(商号又は名称のフリガナ)	左詰カタカナで記入 申請日時点での情報を記入（審査基準日時点の情報ではない） 濁音・半濁音も１カラム内に１文字として記入 例) ガ→ガ ○ ガ→カ ° × ○（株）・（有）など法人の種類を表す略号についてのフリガナは記入は不要 ○「－(ハイフン)」や「・」なども記入は不要 例) ㈱タニ・ガキ → タ ニ ガ キ
09(商号又は名称)	法人の商号は、法人の種類を表す略号も含めて記入 略号例)（株）（有）（資）（名）（同）（業）（企）（合）
10(代表者又は個人の氏名のフリガナ)	左詰カタカナで記入 濁音・半濁音も１カラム内に１文字として記入 姓と名の間は１カラム空ける
11(代表者又は個人の氏名)	左詰で記入 姓と名の間は１カラム空ける

12(主たる営業所の所在地市町村コード)	P36 の市町村コード表のコードを記入
13(主たる営業所の所在地)	町名、字名、地番等を記入 「丁目」、「番地」、「号」は、「－（ハイフン）」に置き換える 例) 登大路町 2 丁目 3 0 番地の 5 (間違った例) → 登大路町 2 － 3 0 － 5 (正しい例)
14(郵便番号)	カラム内に記入
14(電話番号)	左詰めで、市外局番・局番・番号を「－(ハイフン)」でつないで記入 ※営業所本店の電話番号を記載
15(許可を受けている建設業)	申請日時点で許可を受けている業種について記入 (審査基準日現在ではない) 一般は「1」、特定は「2」を記入
16(経営規模等評価等対象建設業)	審査を希望する業種のカラムに「9」を記入 ※申請日時点で許可を受けていない業種の審査は申請不可 ※経営事項審査は、完成工事高が 0 円でも受審できます。完成工事高がない業種にかかる入札参加資格審査 (指名願) 申請については、指名願を申請される市町村へ確認ください。
17(自己資本額)	審査基準日の決算 (以下「基準決算」という。) における自己資本額を記入する場合は「1」を、基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額を選択する場合は「2」を記入 「1」を選択した場合、経営状況分析の自己資本額と一致 「2」を選択した場合、右表の「基準決算」の欄に自己資本額、「直前の審査基準日の欄」に前期の自己資本額をそれぞれ記入し、その平均の数字 (千円未満は切り捨て) をカラム内に記入。 ※承継 (P43) を行った場合、その承継時点の自己資本額を含む 2 期平均「2」の選択は不可 (承継項目に「自己資本額」含まれていないため) ※初めての経審で「2.2 期平均」を選択する場合、前年の自己資本額が分かる書類 (確定申告書の収支報告書又は決算報告書等) の提示が必要 ※資本金性借入金のうち自己資本と認められる金額を加算して記載する場合は、下記の【添付書類】を添付 (令和 7 年 3 月 31 日審査基準日以降の申請分から可)。 【添付書類】 ・「資本金性借入金」該当証明書の写し
18(利益額 (2 期平均))	営業利益と減価償却実施額の合計を 2 期平均で記入 (千円未満は切り捨て) 下表には、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の営業利益及び減価償却実施額を記入 営業利益については、損益計算書の営業利益の額と一致 減価償却実施額については、経営状況分析申請時に算出根拠となった額と同額 (例) ・所得税確定申告書記載の減価償却実施額 ・法人税申告書別表 16(1) (定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書) 記載の減価償却実施額 ・法人税申告書別表 16(2) (定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書) 記載の減価償却実施額 経営状況分析結果通知書の参考値が空白の場合は、空白箇所の値の根拠 (計算式等) の提示が必要 第 1 期しかない場合も 2 期平均 (前期はすべて 0 円として計算する) ※経営状況分析結果通知書の参考値 (最下段) の数字と原則一致 審査基準日から 2 4 か月内に決算期の変更がある場合を除く
19(技術職員数)	別紙二「技術職員名簿 [20005 帳票]」記載の人数と一致
20(登録経営状況分析機関番号)	右詰で記入 (経営状況分析結果通知書に登録機関の登録番号の記載あり)

(3) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 (別紙一) [20002 帳票]

別紙一

(用紙A 4)

2 0 0 0 2

金額は千円未満切り捨て

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番	3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々 審査対象事業年度	令和元年 平成30年	審査対象事業年 自 0 2 年 0 1 月 至 0 2 年 1 2 月	2年平均は「1」 3年平均は「2」	計算基準の区分 19 2 (1.2年平均) 2.3年平均)
申請書で「9」(経審を受ける業種)と記載した業種と一致するか確認	元請完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完 成 工 事 高(千円)	元請完成工事高(千円)	【確認！】 ・本期分の業種別完成工事高・業種別元請完成工事高について → 今期の決算変更届の「直前3年の各事業年度における工事施工金額」と合っているか → 工事経歴書の金額と合っているか	
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	3年平均の場合、この上段に前期、下段に前々期について記載し、その合計を2で割った金額が上のカラムに入る (2年平均の場合は、前期の金額をそのまま上のカラムに記載する)	
土木一式工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 10,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 8,455 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 3,500				
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	【注意！】 「010」土木一式工事についてはその次の欄に「011」プレストレストコンクリート構造物工事、 「050」とび土エコンクリート工事についてはその次の欄に「051」法面工事、 「110」鋼構造物工事についてはその次の欄に「111」鋼橋上部工事 を実績がなくとも必ずセットで記載すること	
PC工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 30,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 20,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0				
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
建築一式工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0				
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
管工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0				
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
その他	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0				
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	経審を受ける業種が複数あり、1枚に書ききれない場合は、「33その他工事」と 「34合計」は記載せず、最終ページにのみ記載する	
その他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0				
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
合計	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0				
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例	(1. 有 2. 無)					

金額は千円未満切り捨て

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番	31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
31		「項番31」は2枚目以降、記入不要		(1. 2年平均) 2. 3年平均)
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月～ 年 月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月	

業 種 コ ー ド	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)
32130	10000	2000	4000	0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
舗装工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 2,000	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 2,000		
32				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
32				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
33				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
33				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
その他	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
33				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
その他	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
34				
合 計	38500	14977	34000	29000

※「011」、「051」、「111」に記載した額を合計欄に二重計上しないよう注意する

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

31(事業年度)	審査基準日から遡って、24か月（2年平均）または36か月（3年平均）になるまでの各事業年度の期間を記入 〔計算基準の区分〕欄：審査基準日を含む決算期間並びに2年平均を選択する場合は「1」を、3年平均を選択する場合は「2」を記入 ※「2年平均」と「3年平均」は申請毎に自由選択 〔審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度〕欄：審査基準日以前24か月（2年平均）または36か月（3年平均）になるまでの日を含む最も古い事業年度の開始年月から〔審査対象事業年度〕欄の〔自〕欄の前月までの年月を記入																																																												
例1）12月決算で、〔1. 2年平均〕を選択した場合 （審査基準日：令和6年12月31日）【項番06】処理の区分 [00] <table border="1"> <tr> <td colspan="2">審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度</td><td colspan="2">〔審査対象事業年度〕</td><td colspan="2">計算基準の区分</td></tr> <tr> <td>項番</td><td>年 月 年 月</td><td>年 月</td><td>年 月</td><td colspan="2">1. 2年平均</td></tr> <tr> <td>31</td><td>決算期間 自 05 01 至 05 12</td><td>06</td><td>01</td><td>06</td><td>12 1</td></tr> <tr> <td colspan="2">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td><td colspan="2">令和5年1月～令和5年12月</td><td colspan="2">2. 3年平均</td></tr> <tr> <td colspan="2">審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td><td colspan="2">令和6年1月～令和6年12月</td><td colspan="2"></td></tr> </table> 例2）12月決算で、〔2. 3年平均〕を選択した場合 （審査基準日：令和6年12月31日）【項番06】処理の区分 [00] <table border="1"> <tr> <td colspan="2">審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度</td><td colspan="2">〔審査対象事業年度〕</td><td colspan="2">計算基準の区分</td></tr> <tr> <td>項番</td><td>年 月 年 月</td><td>年 月</td><td>年 月</td><td colspan="2">1. 2年平均</td></tr> <tr> <td>31</td><td>決算期間 自 04 01 至 05 12</td><td>06</td><td>01</td><td>06</td><td>12 2</td></tr> <tr> <td colspan="2">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td><td colspan="2">令和5年1月～令和5年12月</td><td colspan="2">2. 3年平均</td></tr> <tr> <td colspan="2">審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td><td colspan="2">令和4年1月～令和4年12月</td><td colspan="2">令和6年1月～令和6年12月</td></tr> </table>		審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度		〔審査対象事業年度〕		計算基準の区分		項番	年 月 年 月	年 月	年 月	1. 2年平均		31	決算期間 自 05 01 至 05 12	06	01	06	12 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		令和5年1月～令和5年12月		2. 3年平均		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		令和6年1月～令和6年12月				審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度		〔審査対象事業年度〕		計算基準の区分		項番	年 月 年 月	年 月	年 月	1. 2年平均		31	決算期間 自 04 01 至 05 12	06	01	06	12 2	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		令和5年1月～令和5年12月		2. 3年平均		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		令和4年1月～令和4年12月		令和6年1月～令和6年12月	
審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度		〔審査対象事業年度〕		計算基準の区分																																																									
項番	年 月 年 月	年 月	年 月	1. 2年平均																																																									
31	決算期間 自 05 01 至 05 12	06	01	06	12 1																																																								
審査対象事業年度の前審査対象事業年度		令和5年1月～令和5年12月		2. 3年平均																																																									
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		令和6年1月～令和6年12月																																																											
審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度		〔審査対象事業年度〕		計算基準の区分																																																									
項番	年 月 年 月	年 月	年 月	1. 2年平均																																																									
31	決算期間 自 04 01 至 05 12	06	01	06	12 2																																																								
審査対象事業年度の前審査対象事業年度		令和5年1月～令和5年12月		2. 3年平均																																																									
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		令和4年1月～令和4年12月		令和6年1月～令和6年12月																																																									
32(工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高)	業種コード欄にはP37の工事種類コード表記載の番号を記入 〔審査対象事業年度〕欄の完成工事高は審査基準日を含む事業年度12月分の完成工事高を記入 〔審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度〕欄には審査基準日以前24か月（2年平均）または36か月（3年平均）の期間相当分から〔審査対象事業年度〕を除いた期間の工事種類別年間完成工事高、元請完成工事高を記入 3年平均を選択した場合は、「2年合計を2で除した額（※千円未満切り捨て）」を記入 【注意】「010（土木一式）」を申請する場合は「011（プレストレストコンクリート構造物）※」を、 「050（とび・土工・コンクリート）」を申請する場合は「051（法面処理）※」を、 「110（鋼構造物）」を申請する場合は「111（鋼橋上部）※」を記入しなければなりません。 ※がついている上記3業種は、申請手数料を要しません。																																																												
33(その他工事)	決算書類に記入された完成工事高から審査対象業種に係る完成工事高の合計（＝項番32に記入した金額の合計）を除いた金額を記入																																																												

34(合計)	項番 3 2 (「プレストレストコンクリート構造物」、「法面処理」、「鋼橋上部工」、「とび・土工・コンクリート、解体(経過措置)」を除く)と項番 3 3 の合計金額を記入
--------	---

例 1) 2 年平均で、「土木一式工事」を申請する場合

審査対象事業年度の完成工事高が 30,000 千円で元請完成工事高が 20,000 千円

前審査対象事業年度の完成工事高が 20,000 千円で元請完成工事高が 10,000 千円の場合

コード 0 1 0

完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)												
20,000	10,000	30,000	20,000												
<table><tr><td colspan="2">完成工事高計算表</td></tr><tr><td>審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度</td><td>20,000</td></tr><tr><td>審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度</td><td></td></tr></table>	完成工事高計算表		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	20,000	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		<table><tr><td colspan="2">元請完成工事高計算表</td></tr><tr><td>審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度</td><td>10,000</td></tr><tr><td>審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度</td><td></td></tr></table>	元請完成工事高計算表		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	10,000	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度			
完成工事高計算表															
審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	20,000														
審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度															
元請完成工事高計算表															
審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	10,000														
審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度															

例 2) 3 年平均で、「土木一式工事」を申請する場合

審査対象事業年度の完成工事高が 30,000 千円で元請完成工事高が 20,000 千円

前審査対象事業年度の完成工事高が 20,000 千円で元請完成工事高が 10,000 千円

前々審査対象事業年度の完成工事高が 40,000 千円で元請完成工事高が 20,000 千円の場合

コード 0 1 0

完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)												
30,000	15,000	30,000	20,000												
<table><tr><td colspan="2">完成工事高計算表</td></tr><tr><td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td><td>20,000</td></tr><tr><td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td><td>40,000</td></tr></table>	完成工事高計算表		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	20,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	40,000	<table><tr><td colspan="2">元請完成工事高計算表</td></tr><tr><td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td><td>10,000</td></tr><tr><td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td><td>20,000</td></tr></table>	元請完成工事高計算表		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	10,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	20,000		
完成工事高計算表															
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	20,000														
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	40,000														
元請完成工事高計算表															
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	10,000														
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	20,000														

※ 契約後 V E に係る完成工事高の評価の特例	○「1. 有」、「2. 無」のいずれかを選択 ○「1. 有」の場合は、完成工事高を減額変更前の契約額で審査を行います。 この場合、「発注機関が契約後 V E による契約額の減額を証明した書類」、「契約書(変更契約書含む)」が必要
--------------------------	--

(4) その他の審査項目 (社会性等) (別紙三) [20004帳票]

別紙三

(用紙A4)

2	0	0	0	4
---	---	---	---	---

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無	項番 41 3 [1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	42 3 [1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	43 3 [1.有、2.無]
若年技術職員の継続的な育成及び確保	44 3 [1.該当、2.非該当]

技術職員数(Ａ)	若年技術職員数(Ｂ)	若年技術職員の割合(Ｂ／Ａ)
(人)	(人)	

新規若年技術職員の育成及び確保	45 3 [1.該当、2.非該当]	新規若年技術職員数(Ｃ) 新規若年技術職員の割合(Ｃ／Ａ) (人)
-----------------	---	--

CPD単位取得数	46 3 5 10 (単位) 技術者数 11 15 (人)
技能レベル向上者数	47 3 5 (人) 技能者数 9 10 (人) 控除対象者数 15 20 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	48 3 [3.えるばし認定(1段階目)、2.えるばし認定(2段階目)、3.えるばし認定(3段階目)、4.プラチナえるばし認定、5.非該当]
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	49 3 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	50 3 [1.ユースエール認定、2.非該当]
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	51 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]
建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	52 3 [1.有、2.無]

建設業の営業継続の状況

営業年数

5	3			(年)
---	---	--	--	-----

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

5	4		[1.有、2.無]
---	---	--	-----------

防災活動への貢献の状況

※1年未満は切り捨て ※初めて許可を受けた日から審査基準日までの期間（休業等を除く）

防災協定の締結の有無	5	5	3	[1.有、2.無]
------------	---	---	---	-----------

法令遵守の状況

※入札参加資格停止は含まない

営業停止処分の有無 (1.有、2.無)

指示処分の有無 (1.有、2.無)

建設業の経理の状況

監査の受審状況	5	8	3	1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、 3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無			
公認会計士等の数	5	9	3	0	5	0	(人)
二級登録経理試験合格者等の数	6	0	3	5	0	(人)	

※審査基準日時点で常勤雇用されていること。ただし、審査基準日以前6ヶ月超の在籍は不要

研究開発の状況

[illegible]

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

又は登録標準に適合したものに規格による認証又は登録

エコアクション21の認証の有無	6	3		(1.有、2.無)
ISO9001の登録の有無	6	4		(1.有、2.無)
ISO14001の登録の有無	6	5		(1.有、2.無)

41(建設業退職金 共済制度加入の 有無)	審査基準日において建設業退職金共済制度に加入している場合は「1.有」を選択し、下記の【添付書類】を添付。加入していない場合は「2.無」を選択。 【添付書類】 ・ 勤労者退職金共済機構発行の「加入・履行証明書」
42(退職一時金制 度導入の有無も しくは企業年金 制度導入の有無)	審査基準日において下記①～⑤のいずれかに該当する場合は「1.有」を選択し、【添付書類①】～【添付書類⑤】のいずれかを添付。いずれにも該当しない場合は「2.無」を選択。 ①建設業に従事する全ての従業員（当該従業員が技術職員に該当するか否かを問わない）を対象とした退職一時金の制度を含む就業規則を有している場合 【添付書類①】 ・ 就業規則 ※規則の中に「退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに支払の時期」に関する定めがあり、従業員が10人以上の事業所の場合は労働基準監督署に届け出ていることを確認できる部分の写し ②中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している場合 【添付書類②】 ・ 中小企業退職金共済事業本部、もしくは特定退職金共済団体（地元商工会議所又は商工会連合会窓口）の発行する加入証明書又は契約書 ③審査基準日において厚生年金基金に加入している場合 【添付書類③】 ・ 厚生年金基金への加入証明書（申請者名及び審査基準日を含む月分を納付していることが確認できるもの） ④審査基準日において確定拠出年金（企業型）を導入している場合※「個人型確定拠出年金（iDeCo）」は該当しません 【添付書類④】 ・ 厚生労働大臣承認通知書又は運営管理業務の委託契約に係る契約書又は審査基準日前の直接の掛け金の領収書 ⑤審査基準日において確定給付企業年金（確定給付企業年金法に規程する基金型企业年金及び規約型企业年金）に加入している場合 【添付書類⑤】 ・ 基金型に加入の場合は企業年金基金の発行する加入証明書 ・ 規約型に加入の場合は資産管理運用機関の発行する加入証明書
43(法定外労働災 害補償制度加入 の有無)	審査基準日において政府労災の上乗せ給付を行うものとして法定外労働災害補償制度に加入している場合は「1.有」を選択し、下記の【添付書類①】又は【添付書類②】を添付。加入していない場合は「2.無」を選択 ①（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度に加入している場合、下記の【添付書類①】を添付 【添付書類①】 ・ 各機関が発行する加入証明書 ②上記①以外の労災保険に加入の場合、下記の【添付書類②】を添付 【添付書類②】 全て添付！ ・ <u>下記 a～d 全ての要件が確認できる</u> 保険証券又は加入証明書 - a.業務災害及び通勤災害のいずれも補償対象であること - b.自社職員及び全下請負人が補償対象であること - c.死亡及び障害等級第1級から第7級までが補償対象であること - d.全ての工事現場を補償対象としていること ・ 政府の労働災害補償保険料の納付済証明書（審査基準日以降に取得のもの）

44(若年技術職員の継続的な育成及び確保)	審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の<u>15%以上</u>である場合は「1.該当」を、そうでない場合は「2.非該当」を選択 ※「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を記載。 「若年技術職員数」の欄には審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を記載。 「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し記載
45(新規若年技術職員の育成及び確保)	審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の<u>1%以上</u>である場合は「1.該当」を、そうでない場合は「2.非該当」を選択 ※「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、かつ審査基準日において満35歳未満のものの人数を記載。「新規若年技術職員の割合」の欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し記載 ※初回経審の場合、下記①～③のいずれかに該当する若年技術職員に限り「新規若年技術職員」とする ①審査基準日からさかのぼって1年以内に、技術職員になることができる資格を取得した ②審査基準日からさかのぼって1年以内に、実務経験年数が技術職員になるための必要年数に達した ③審査基準日からさかのぼって1年以内に、有資格者・有経験者の雇用期間が6か月を超えた
46(CPD 単位取得数)	審査基準日において、CPD 単位を取得した技術者がいる場合は【添付書類】を添付、下記の【計算方法】で単位数を算出し、記載。CPD 単位を取得した技術者がいない場合は0を記入。技術者数欄は CPD 単位取得技術者の有無にかかわらず、原則 19(技術職員数)に記載の人数と一致 1 人の技術者につき、1 つの CPD 認定団体において習得を認定された単位をもとに CPD 単位取得数を算出 【計算方法】 (各技術者が審査年に CPD 認定団体から取得認定された単位数) ÷ (別表第十八 (P37 参照) の右欄の数値) × 30 ※小数点以下切り捨て ※単位数算出後の技術者一人あたりの単位数上限は30単位 【添付書類】 全て添付！ ・ CPD 認定団体発行の認定単位数の証明書（審査年に取得したものの証明） ・ 上記証明書に加えて、技術職員名簿に記載のある者以外で CPD 単位を取得した技術者がいる場合のみ下記 a 及び b の書類 - a.CPD 単位を取得した技術者名簿（様式第4号） - b.様式第4号記載の技術者についての常勤性確認書類（技術職員名簿記載職員の常勤性確認書類（P29 の【添付書類（ア）】参照）と同じ）

47(技能レベル向上者数)	[技能レベル向上者数]欄には、審査基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にレベルアップした建設技能者の数を記入し、【添付書類】を添付した上で【提示書類】を提示。該当の建設技能者については、様式第5号の「レベル向上の有無」欄に○を記入する。 [技能レベル向上者数]に該当の技能者がいない場合【添付書類】及び【提示書類】は不要であり、[技能レベル向上者数]欄に0を記入する。 [技能者数]欄には、審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した建設技能者（＝下記①～③の条件に該当する者）の合計人数を記入。該当の技能者を様式第5号「技能者名簿」に記載する。 ①常勤かつ審査基準日時点で6か月超の期間雇用している ②審査基準日から遡って3年以内に、施工体制台帳又は再下請負通知書に添付する「作業員名簿」の記載対象であった ③建設工事の施工の管理のみに従事する者でない [控除対象者数]欄には、審査基準日より3年前時点において既にレベル4であった者の人数を記入（様式第5号「控除対象」に○を記載した者の合計人数と一致） 【添付書類】 全て添付！ ・技能者名簿（様式第5号） ・能力評価結果通知書（技能レベル向上者及び控除対象者の分が必要） ・技能者名簿（様式第5号）記載の技能者のうち、技術職員名簿に名前がない技術者についての常勤性確認書類（技術職員名簿記載職員の常勤性確認書類（P29の【添付書類（ア）】参照）と同じ） 【提示書類】 ・工事施工台帳の作業員名簿（氏名、生年月日、当該工事の施工年月日が確認できるもの。他の箇所はマスキング可）
48(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況)	審査基準日時点で、えるぼし認定（1～3段階目のいずれか）又はプラチナえるぼし認定のいずれかを受けている場合は【添付書類】を添付し、「1」～「4」のうち該当のコードを選択し記入。それ以外の場合は「5.非該当」を記入。 【添付書類】 ・審査基準日時点で認定を受けていることを証する書類（例：認定通知書）
49(次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況)	審査基準日時点で、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定のいずれかを受けている場合は【添付書類】を添付し、「1」～「3」のうち該当のコードを選択し記入。それ以外の場合は「4.非該当」を記入。 【添付書類】 ・審査基準日時点で認定を受けていることを証する書類（例：認定通知書）
50(青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況)	審査基準日時点で、ユースエール認定を受けている場合は、【添付書類】添付し、「1.ユースエール認定」を選択し、記入。それ以外の場合は「2.非該当」を記入。 【添付書類】 ・直近の基準適合事業主状況確認通知書 ※基準適合事業主状況確認通知書が発行されない場合は審査基準日以前一年以内に発行された認定通知書を添付

51(建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況)	審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事（「日本国内以外の工事」、「建設業法施行令で定める軽微な工事」及び「災害応急工事」を除く）において、CCUS上での現場・契約情報の登録、建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備を実施の場合、【添付書類】を添付し、下記①又は②のとおり選択 ①上記の体制の整備を全ての建設工事で実施している場合は「1.「全ての建設工事で実施」に該当」を選択 ②上記の体制の整備を全ての公共工事で実施している場合は「2.「全ての公共工事で実施」に該当」を選択 ①、②に該当しない場合、「3.非該当」を選択。【添付書類】の添付は不要。 ※審査基準日1年のうちに、審査対象工事（「日本国内以外の工事」、「建設業法施行令で定める軽微な工事」及び「災害応急工事」を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事）を1件も発注者から直接請け負っていない場合は「3.非該当」を選択 【添付書類】 ・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）
52(建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無) ※令和8年7月1日申請分から有効	国土交通省が実施する「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度（以下、「自主宣言制度」という。）」の宣言を審査基準日において元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降に行う又は行っている場合、【添付書類】を添付し、「1.有」を選択。 該当しない場合、「2.無」を選択。【添付書類】の添付は不要。 【添付書類】全て添付！ ・自主宣言制度において宣言することを証する書面の写し ※自主宣言制度 HP における各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能。 ・「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書（様式第7号） ※申請区分については、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者は「A.取り組みを行う」、取組開始日が到来している者は「B.取り組みを行っている」を選択。
53(営業年数)	審査基準日時点での営業年数（許可を受けている期間）を記入（申請日現在における年数ではない） 建設業法による許可（昭和47年までは「登録」）制度開始の昭和24年8月以前から営業をしていたとしても、許可（若しくは登録）を受けた年月日から起算すること 1年未満の期間は切り捨て 右表には初めて許可（登録）を受けた年月日を記入 なお、建設業法第17条の2、同第17条の3の規定による認可手続により承継を行った場合は、営業年数の引き継ぎはできないことに注意すること。
54(民事再生法又は会社再生法の適用の有無)	審査基準日が再生期間（手続開始決定日から手続終結決定日まで）に含まれる場合は「1.有」を、それ以外の場合は「2.無」を記入 前審査基準日において再生期間中であつた場合で、当審査基準日において再生手続が終結したとき下記の【添付書類】を添付 【添付書類】 ・再生手続終結決定を受けたことを証する書面（官報公告の写し等）

55(防災協定締結の有無)	審査基準日において、国、県、市町村等と防災協定を締結している場合、【添付書類①】又は【添付書類②】を添付し、「1.有」を選択。締結していない場合は「2.無」を選択 ①国、県、市町村等と直接防災協定を締結している場合、下記の【添付書類①】を添付 【添付書類①】 ・防災協定書 ②加入している団体が防災協定を締結している場合、下記の【添付書類②】を添付 【添付書類②】 全て添付！ ・防災協定書 ・当該団体が発行する「申請者が審査基準日において団体に加入していること及び防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる」証明書 ※奈良県との防災協定に限らず、国や市町村と結んでいる防災協定も加算対象 ※市町村等の防災登録制度への登録は加算対象ではない
56(営業停止処分の有無)	審査対象事業年度に建設業法第28条の規定により営業停止処分を受けた場合には「1.有」を、それ以外の場合は「2.無」を記入 ※処分日が審査対象事業年度に含まれている場合に対象 ※入札参加資格の停止は、「営業停止処分」に該当しない ※1度の営業停止処分で2度にわたって減点はされない (例) 審査基準日：令和4年3月31日で令和4年3月15日に処分を受け、令和4年3月30日～令和5年4月1日の期間、営業停止を受けた場合、処分日である「令和4年3月15日」が含まれる年度の経審（令和4年3月31日審査基準日での経審）にて減点され、令和5年3月31日審査基準日での経審では減点されないため「2.無」を記入
57(指示処分の有無)	審査対象事業年度に建設業法第28条の規定により指示処分を受けた場合には「1.有」を、それ以外の場合は「2.無」を記入
58(監査の受審状況)	審査基準日時点の状況に応じて、①～③のいずれかに該当する場合は【添付書類①】～【添付書類③】を添付し、該当の区分を選択し記入、それ以外の場合は、「4.無」を選択 ①会計監査人の設置を行っている場合（監査報告書において無限定適正意見又は限定付適性意見が表明されていること）は、「1.会計監査人の設置」を選択し、【添付書類①】を添付 【添付書類①】 ・有価証券報告書又は監査証明書 ②会計参与の設置を行っている場合（会計参与報告書が作成されていること）は、「2.会計参与の設置」を選択し、【添付書類②】を添付 【添付書類②】 全て添付！ ・会計参与報告書 ・商業登記簿謄本（審査基準日時点以降に取得したもの） ③建設業に従事する常時雇用の職員のうち、経理実務の責任者であって、かつ下記 a,b のいずれかに該当する者が「経理処理の適正を確認した旨の書類」を提出する場合は、「3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」を選択し、【添付書類③】を添付 a.公認会計士、会計士補、税理士、これらとなる資格を有する者 b.1級建設業経理事務士、1級建設業経理士 ※2級登録経理試験の合格者の署名捺印は不可 【添付書類③】 ・経理処理の適正を確認した旨の書類（国交省通知様式第2号）

59(公認会計士等の数)	審査基準日において建設業に従事する常時雇用の職員のうち、下記 a,b のいずれかに該当する職員の人数を記載し【添付書類】を添付。該当の職員がいない場合は0を記入。 a.公認会計士、会計士補、税理士、これらとなる資格を有する者 b.1級建設業経理事務士、1級建設業経理士（1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始日から5年を経過していない者または1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始日から5年を経過していない者が対象（令和5年3月末（審査基準日）までは、5年を経過した合格者も評価の対象）） 「年度」の考え方は、「4月1日から翌年の3月31日まで」 例）平成30年度中に講習受講⇒令和5年度中（令和6年3月31日まで）有効 【添付書類】全て添付！ ・資格者証 ・講習受講証 ・常勤性確認書類（技術職員の常勤性確認書類（P29【添付書類（ア）】参照）と同じ） ※ 技術職員名簿に名前がある者については常勤性確認書類のみ省略可 ※ 技術職員名簿記載の技術者と同様に常勤の確認を行うが、審査基準日前6か月を超える恒常的な雇用関係は必要ない
60(二級登録経理試験合格者の数)	審査基準日において建設業に従事する常時雇用の職員のうち、2級建設業経理事務士もしくは2級建設業経理士の資格を有する職員の人数を記載し、【添付書類】を添付。該当の職員がいない場合は0を記入。（2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始日から5年を経過していない者または2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始日から5年を経過していない者が対象（令和5年3月末（審査基準日）までは、平成28年度以前の合格者も評価の対象）） 「年度」の考え方は、「4月1日から翌年の3月31日まで」 例）平成30年度中に講習受講⇒令和5年度中（令和6年3月31日まで）有効 【添付書類】全て添付！ ・資格者証 ・常勤性確認書類（技術職員の常勤性確認書類（P29【添付書類（ア）】参照）と同じ） ※ 技術職員名簿に名前がある者については常勤性確認書類のみ省略可 ※ 技術職員名簿記載の技術者と同様に常勤の確認を行うが、審査基準日前6か月を超える恒常的な雇用関係は必要ない
61(研究開発費（2期平均）)	会計監査人の設置を行っている場合（項番 60(監査の受審状況)で「1.会計監査人の設置」を選択している場合）、研究開発費の額の2期平均の額を記入。それ以外の場合は、「0」を記入。※会計監査人が財務諸表に対して、無限定適正意見または限定付き適正意見を表明している場合に限る 事業年度を変更した場合は、完成工事高と同様の計算方法で按分

62(建設機械の所有及びリース台数)	下記 a~k の建設機械を所有またはリースしているかつ、検査を行っている場合、台数を記入し、【添付書類】を添付。それ以外の場合は、「0」を記入。※15台以上は点数同じ a.ショベル系掘削機（建設機械抵当法施行令 別表） ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン、又はパイルドライバのアタッチメントを有するもの b.ブルドーザー（建設機械抵当法施行令 別表） 自重が3トン以上のもの c.トラクターショベル（建設機械抵当法施行令 別表） バケット容量が0.4立方メートル以上（山積み）のもの d.モーターグレーダー（建設機械抵当法施行令 別表） 自重が5トン以上のもの e.土砂等を運搬する貨物自動車 道路運送車両法第六十条第一項の自動車検査証（以降、「自動車検査証」）において車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの f.移動式クレーン（労働安全衛生法施行令第十二条第一項第四号） つり上げ荷重が3トン以上のもの※固定式クレーンは対象外 g.高所作業車（労働安全衛生法施行令第十三条第三項第三十四号） 作業床の高さが二メートル以上の高所作業車 h.締固め用機械（労働安全衛生法施行令別表七第四号） ローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラーが該当） i.解体用機械（労働安全衛生法施行令別表七第六号） ブレーカ又はブレーカに類するもの（鉄骨裁断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機）（労働安全衛生規則第一百五十一条の百七十五第二項） j.自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載のある大型特殊自動車 k 不整地運搬車（労働安全衛生法施行令第十三条第三項第三十三号）
※ j および k については令和 8 年 7 月 1 日申請分から有効	【添付書類】全て添付！ ・建設機械保有一覧表（建設機械様式1） ・各種検査証 ① a~d、g~i、k の場合：特定自主検査記録表（審査基準日時点で有効なもの） ※ 新車で、初回の特定自主検査日が審査基準日以降にある（審査基準日時点で特定自主検査を受ける必要がない）場合は、それを証する書類を添付する ② e 及び j の場合：自動車検査証記録事項（審査基準日時点で有効なもの） ※ 車体の形状欄に e の場合は「ダンプ」、「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」<u>（土砂等の運搬が制限されている車両は、加点对象外）</u> j の場合は「アスファルト・フィニッシャ」の記載があるか、併せて確認する ③ f の場合：移動式クレーン検査証（審査基準日時点で有効なもの） ★ 前回の申請で建設機械保有一覧表に掲載していない機械のみ下記二つの書類が必要 全て添付！ ※ 「e.土砂等を運搬する貨物自動車」「j.アスファルト・フィニッシャ」については省略可 ※ 前回の申請では掲載をしていないが過去の申請で掲載をした機械の場合、当該機械を掲載した年度の建設機械保有一覧表（受付印のあるもの）の提示により省略可 ・所有（リース契約も可）が確認できる書類（売買契約書、販売証明書、リース契約書等（審査基準日から1年7ヶ月のリース契約期間が確認できるもの）、車検証等） ・建設機械のカタログ又は写真（白黒可、不鮮明なものは不可） ★ リース契約期間が審査基準日から1年7ヶ月未満であり、その後も当該機械を所有することが確定している場合のみ下記の書類が必要 ・建設機械誓約書（様式は奈良県 HP 経審様式掲載ページからダウンロード可）

63(エコアクション21の認証の有無)	審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合には、「1.有」を記入し【添付書類】を添付。それ以外の場合は「2.無」を記入。 ※認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限られているものは加点対象ではない。加点対象になるのは本店及び届出を行っているすべての支店（従たる営業所）が登録範囲に含まれているもの 【添付書類】 ・認定証
64(ISO9001の登録の有無)	審査基準日において、公益財団法人日本適合性認定協会もしくは同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号の規格による登録を受けている場合には、「1.有」を記入し【添付書類】を添付。それ以外の場合は「2.無」を記入。 ※認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限られているものは加点対象ではない。加点対象になるのは本店及び届出を行っているすべての支店（従たる営業所）が登録範囲に含まれているもの。 【添付書類】 ・認定証
65(ISO14001の登録の有無)	審査基準日において、公益財団法人日本適合性認定協会もしくは同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第14001号の規格による登録を受けている場合には、「1.有」を記入し【添付書類】を添付。それ以外の場合は「2.無」を記入。 ※認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限られているものは加点対象ではない。加点対象になるのは本店及び届出を行っているすべての支店（従たる営業所）が登録範囲に含まれているもの。 【添付書類】 ・認定証

【！注意！】「審査基準日において」の状況を確認するための添付書類で、有効期間等の記載があるものについては、審査基準日時点で有効なものを添付すること（申請日時点で有効かどうかではない）

(5) 技術職員名簿 [20005 帳票]

別紙二

(用紙A4)

2 0 0 0 5

技術職員名簿

審査基準日の直前1年以内に技術職員となった者に○を付す

審査基準日現在の満年齢
(申請日の満年齢ではない)

必ず記入

管工事を受審しない場合、この箇所は記入間違い！

1人につき2業種まで記入できる

【2業種とは】

① 1つの資格で2業種を選択も可
例：一級土木施工管理技士の資格（113）で土木と舗装を選択（上記×× ××）

② 2つの資格で1業種ずつ選択も可
例：一級土木施工管理技士（113）と二級建築施工管理技士（221）の資格でそれぞれ土木と建築を選択（上記△△ △△）

【業種コード】について

- ・ 経審を受審しない業種コードが記載されていないか確認（上記☆☆ ☆☆）
- ・ 有資格コードと対応する業種であるか確認

【講習受講】について

選択した業種について次の①～③を全て満たす場合は「1」それ以外は「2」を記入しているか確認

- ① 法第15条第2号イに該当する者（1級国家資格者相当）
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けている
- ③ 監理技術者講習を審査基準日の直前5年以内に受けている

通番	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード		有資格区分コード		講習受講		監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数								
				1	2	3	4	5	6			7	8						
1	×× ××	昭和 02 年 1 月 1 日	38	8	2	0	1	1	1	3	1	1	3	1	123456789	0			
2	△△ △△	平成 元 年 8 月 8 日	37	8	2	0	1	1	1	3	1	0	2	2	2	1	2	987654321	0
3	□□ □□	昭和 50 年 12 月 21 日	41	8	2	0	1	1	1	3	2							0	
4	☆☆ ☆☆	昭和 58 年 12 月 1 日	42	8	2	0	0	2	3	0	2							0	
5				8	2														
6		年 月 日																	
7		年 月 日																	
8		年 月 日																	
9		年 月 日																	
10		年 月 日																	
11		年 月 日																	
12		年 月 日																	
13		年 月 日																	
14		年 月 日																	
15		年 月 日																	
16		年 月 日				8	2												
17		年 月 日				8	2												
18		年 月 日				8	2												
19		年 月 日				8	2												
20		年 月 日				8	2												
21		年 月 日				8	2												
22		年 月 日				8	2												
23		年 月 日				8	2												
24		年 月 日				8	2												
25		年 月 日				8	2												
26		年 月 日				8	2												
27		年 月 日				8	2												
28		年 月 日				8	2												
29		年 月 日				8	2												
30		年 月 日				8	2												

※満年齢の数え方について、年齢計算の法律(生年月日の前日に満年齢が加算される)によります。

技術職員名簿について

名簿に記載する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ又は同法第15条第2号イ、ハに該当するもの（P38～41 参照）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係のある者のみ。該当の職員がいる場合はP27の記載要領及び下記【1】～【5】に従って技術職員名簿に必要事項を記載し、【添付書類（ア）】～【添付書類（ウ）】全てを添付。

※添付書類については、審査基準日時点で有効なものを添付すること

【1】技術職員の常勤性（6ヶ月を超える恒常的な雇用関係の確認）

常勤の有無については、状況に応じて、以下の【添付書類（ア）】により確認。

技術職員名簿に技術者を記載するためには、「6か月を超える日」当日から審査基準日当日まで在籍している必要がある。

（例）令和8年12月31日決算であれば、令和8年6月30日時点からの在籍が必要。

令和8年4月30日決算であれば、令和7年10月29日時点からの在籍が必要。

社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険への加入義務がある場合、加入義務があるすべての保険について、審査基準日以前6か月を超えて加入していなければ、技術職員名簿に記載できない。

■ 技術者の常勤確認についての注意点は以下のとおり

- ・ 審査基準日以前6か月間の月平均出勤日が15日未満の場合、技術職員名簿に記載できない。
- ・ 審査基準日以前6か月間の月平均出勤日が15日以上であっても、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに、就業規則等で定められた所定の時間中、その職務に従事（テレワークを含む）していない者は技術職員名簿に記載できない。

※ このため、原則として短時間労働者（パートタイム労働者）は技術職員名簿に記載できない。

例：「高齢のため当該職員について所定労働時間を短縮している」等は不可。

- ・ 出向者は、実際に常勤している業者（通常は出向先）において技術職員名簿への記載を認める。

※ 出向者の常勤性の確認に必要な書類は下記の通り。

（1）転籍出向者（社会保険及び雇用保険を出向先で加入）の場合 **①を添付！**

① 出向先における社会保険・雇用保険の書類

（2）在籍出向者（社会保険及び雇用保険を出向元で加入）の場合 **①～③全て添付！**

① 出向元における社会保険・雇用保険の書類（下記【添付書類（ア）】の通り）

② 出向契約書・協定書等

③ 出向契約書・協定書等に基づき、出向先から出向元へ提出される出向者の勤務状況等に関する書類（審査基準日以前6か月分）

※ 技術職員名簿に記載の技術者であっても、直接的かつ恒常的な雇用関係に無い者を工事の主任技術者・監理技術者等として配置することはできない（「監理技術者制度運用マニュアル」参照のこと）。

- ・ 承継を行わない建設業者が開業日・法人設立日を審査基準日として経審を受審する場合、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係が存在しないことから、技術職員は0人になる。
- ・ 審査基準日時点で在籍しており、審査基準日後に退職した技術者は、技術職員名簿に記載してよい。この場合、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）等、退職日を確認できる書類を添付。
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書は、申請日時点で最新のものを添付。
- ・ 監査役は、技術職員名簿に記載できない。

【添付書類（ア）】

状況に応じて以下の書類を添付

- ※ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書等に記載の標準報酬額が著しく低い等、技術者の常勤性に疑義があると判断したときは、追加の書類の提出を求める場合がある。また、労働基準法（最低賃金法）違反の恐れがある事案を発見したときは、労働当局に情報提供を行う場合がある。
- ※ 代表者と同居している親族であっても、審査基準日以前6か月を超える期間の勤務状況が確認できる書類の提出が必要
- ※ 審査基準日時点での常勤性を確認するための添付書類であるため、審査基準日時点で有効なものを添付

★ 社会保険・雇用保険加入者の場合 ①、②全て添付！ 例：法人の従業員等

- ①（健康保険）申請日直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書
- ②（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会

★ 社会保険加入者（雇用保険適用除外者）の場合 ①、②全て添付！ 例：法人の役員等

- ①（健康保険）申請日直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書
- ②（健康保険）確定申告書の「役員報酬手当等及び人件費の内訳」
- ※ ②に名前がない役員は、保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピーまたはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物を②と合わせて添付。
- ※ 家族従業員等は、保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピーまたはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物を②の代わりに添付。

★ 雇用保険加入者（社会保険適用除外者）の場合 ①、②全て添付！ 例：社保適用除外事業所の従業員等

- ①（健康保険）保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピーまたはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物
- ②（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会

★ 個人事業主本人（社会保険、雇用保険適用除外者）の場合 ①を添付！

- ①（健康保険）保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピーまたはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物

★ 社会保険、雇用保険適用除外者（個人事業主以外）の場合 ①、②全て添付！

例：【個人】専従者等【法人】社保適用除外事業所の家族従業員等

- ①（健康保険）保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピーまたはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物
- ② 審査基準日以前6か月を超える期間の勤務状況確認書類

【個人】確定申告書の「事業専従者給与」、「給与賃金」が記載されている箇所

【法人】申請日直近の厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届又は該当届（受付印のあるもの）

※ 上記の【個人】【法人】確認書類を提出できない場合、以下A～Cのいずれかひとつを添付する（確認書類を添付できない理由を求める場合があります）。

A源泉徴収簿、B給与台帳、C出勤簿

★ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員の場合 ①、②全て添付！

高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても技術職員名簿に記載できる。雇用期間が限定されている技術職員であり、かつ、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象である技術職員については、下記①、②を添付。

- ① 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（国交省通知様式第3号）
- ② 就業規則（継続雇用制度の内容が確認できるもの）

【2】技術職員の資格及び業種について

技術職員 1 人につき、取得している資格に応じて 2 業種のみ記入できる。以下の【添付書類（イ）】により資格を確認する。

※ 1 つの資格から 2 業種選択、2 つの資格から 1 業種ずつ選択のいずれも可

業種コードは下の表のとおり記入すること。

業 種 コ ー ド 表	01	土木一式	07	屋根	13	舗装	19	内装仕上	25	建具
	02	建築一式	08	電気	14	しゅんせつ	20	機械器具設置	26	水道施設
	03	大工	09	管	15	板金	21	熱絶縁	27	消防施設
	04	左官	10	タイル・れんが・ブロック	16	ガラス	22	電気通信	28	清掃施設
	05	とび・土工・コンクリート	11	鋼構造物	17	塗装	23	造園	29	解体
	06	石	12	鉄筋	18	防水	24	さく井		

【添付書類（イ）】

状況に応じて以下の書類を添付

- 各技術職員の資格を確認する書類（前回申請と技術職員または資格が異なる場合）
（例）資格者証、実務経験証明書（建設業許可申請様式第 9 号）、登録基幹技能者講習修了証等

★ 資格確認書類添付にあたっての注意点

- 前回申請と比べて技術職員及び資格が同一である場合は添付書類不要（前回申請書類を提示することで要件を確認）
- 同種の資格を有する場合は上位の資格のみを記載
- 大臣認定者（法第 15 条第 2 号ハ該当）の場合は、前回と同様であっても審査基準日時点で有効な認定証の写しを添付
- 上記の他、有効期限がある資格については、毎年その写しを添付
- 登録基幹技能者講習修了者の場合は、前回と同様であっても審査基準日で有効な修了証の写しを添付

★ 資格者証について

- 資格者証の写しは、原則として審査基準日以前に発行・交付されたもののみ有効

※ 資格者証の発行日時が審査基準日以降であっても、合格日が審査基準日以前である場合は有効。その場合、合格がわかる通知書等を添付。

（例）審査基準日：令和 6 年 3 月 31 日、合格日：令和 6 年 3 月 15 日、
資格者証の発行日：令和 6 年 4 月 30 日の場合、加対象です。

★ 実務経験証明書（様式第 9 号）について

- 建設業許可申請書・変更届に添付した実務経験証明書（様式第 9 号）があるときはその写しで可
- 証明者は、原則として実務経験期間当時の使用者とする。ただし使用者による証明ができない場合（破産、清算等の手続きにより法人が消滅している場合等。「疎遠のため」等は不可）、技術者本人による証明を認めるが、実務経験期間の常勤性に関する疎明書類等の添付を求める場合がある。
- 経審申請時点では裏付書類（注文書等）の添付を求めないが、後日、提出を求める場合があるので、適切に保存しておくこと。
- 実務経験について、経験の期間が重複しているものは二重に計上することができない
（例）土木工事と舗装工事の経験年数の合計が 10 年間の場合、（土木・舗装の）どちらの実務経験も 10 年未満となるため、どちらの業種でも記載できない。
- 2 種類の工事について、実務経験を証明しようとする場合、原則として合計 20 年の経験が必要
- 建設業許可申請や施工体制確認調査等で提出した実務経験証明書等と内容が整合しないことが判明した場合、別途調査の上で監督処分等の対象とする場合がある。

【3】講習受講欄について

次の①～③の要件をすべて満たす場合にのみ「1」を記入し【添付書類（ウ）】を添付。

次の①～③の要件をひとつでも満たさない場合は、「2」を記入。

① 法第15条第2号イに該当する者（1級国家資格者相当）

※ 2級国家資格者、国土交通大臣特別認定者は該当しない。

② 「監理技術者資格者証」の交付を受けていること

③ 審査基準日時点で、監理技術者講習受講の日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと

（例）令和3年2月28日に講習を受講した場合

⇒ 監理技術者講習受講の日の属する年の翌年：令和4年

したがって、加点が可能な期間は令和4年2月28日から令和8年12月31日まで
（令和9年1月1日以降、要件を満たさないこととなる。）

【添付書類（ウ）】**全て添付！** ※前回と同一内容であっても省略不可

- ・ 「監理技術者資格者証」の表裏両面
- ・ 「監理技術者講習修了証」もしくは「監理技術者講習修了証明書」
（「監理技術者資格者証」の裏面に講習修了履歴がある場合、省略可）

【4】項番81について

技術職員名簿の枚数を記入。

1枚目であれば「001」、2枚目であれば「002」と記入。

【5】資格者証交付番号欄

監理技術者資格者証の交付番号を記入。

（６）工事経歴書について

工事経歴書は、受審する業種ごとに作成し添付。完成工事高が「０円」であっても受審する業種については工事経歴書の作成、添付が必要。

※ 初めて経審を受審する場合（申請する事業年度の前期・前々期に受審していない場合、これまでに受審していなかった業種を新たに受審する場合も含む）は、完成工事高を２年平均する場合は２年分、３年平均する場合は３年分の工事内容の確認を行うため、確認が必要な年数分の工事の内容を確認できる【添付書類】が必要。

【１】工事経歴書の記載方法

・ 工事の記載方法（P34 及び巻末の記載例参照）

① 元請工事について、元請工事全体の７割を超えるまで、請負代金の高い順番に記載

② 残りの元請工事及び下請工事について、工事全体の７割を超えるまで請負代金の高い順番に記載。

→ ①又は②の記載途中で、軽微な工事（請負金額が税込みで５００万円未満の工事のこと。ただし、建築一式工事は税込みで１，５００万円未満）を元請、下請合わせて１０件記載した場合は、記載終了。軽微な工事１０件が元請工事のみで構成されている場合は、それに加えて下請工事について請負代金の高い順番に記載し続け、軽微な工事に該当する下請工事を１件記載した段階で記載終了。（巻末の記載例参照）

・ 「ＰＣ、法面処理、鋼橋上部」の欄について

「請負代金の額」のうち、「ＰＣ、法面処理、鋼橋上部」の欄は、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事について工事経歴書を作成する場合において、プレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事があるときに、略称に○をつけ、該当する請負金額を記載すること。

・ 消費税の免税事業者の場合、完成工事高は税込みで作成

審査対象事業年度において消費税免税業者の場合は、完成工事高等から消費税相当額を差し引くことなく税込みの金額で経営状況分析を受けること。また、直近２年あるいは３年のうちに免税年度と課税年度が混在する場合、免税年度については税込みの金額を、課税年度については税抜きの金額を完成工事高として計上する。

・ １つの工事を複数年度に分けて計上する場合

工事全体の完工高と、当該年度に計上する額を、２段書きにする等の方法により明確にすること。なお、全年度計上分の合計額が、当該工事全体の完工高を超えていないことを確認するため、過年度の計上額を確認できるようにしてください。（提示書類としている「前回の経営規模等評価申請書副本一式」に添付された過年度の工事経歴書等）

【２】工事確認方法及び必要書類

工事経歴書に記載した工事のうち、業種ごとに請負金額の上位３件（上記記載方法により記載する工事が３件未満の場合は、記載した件数）について確認します。それぞれの工事の内容を確認できる【添付書類】のうち下記の【記載事項】が記載されている部分の写しを添付してください。工事内容については的確な説明ができるようにしてください。疑義がある場合は、工事内容が確認できる書類を追加で求めることがあります。

※ 完成工事高の振替（参入）（P49 参照）をする場合、振替先・振替元の業種それぞれについて工事経歴書の作成及び確認書類の添付が必要です。（舗装工事を土木一式工事業へ算入する場合、舗装工事について上位３件分、土木一式工事について上位３件分の工事確認書類が必要ということ）

【記載事項】

・ 注文者の氏名及び押印 ・ 受注者の氏名及び押印 ・ 請負金額 ・ 工事名称及び工期 ・ 収入印紙

【添付書類】

下記（ア）～（ウ）のいずれかを、申請する業種ごとに、工事経歴書に記載した工事の中から、元請下請に関わらず請負金額の上位3件分添付（元請3件下請3件ではない）。また、工事経歴書に記載した工事のうち、税込み4,500万円以上（建築一式工事は税込み9,000万円以上）の工事については全て【添付書類】が必要です。

（ア）契約書

（イ）注文書及び注文請書（収入印紙あり※電子契約等印紙を貼る必要がない場合を除く）

（ウ）請求書及び請負代金の入金確認書類（入金確認のみ提示で可）

入金確認書類とは、通帳振込の場合は通帳等（振込主、振込日、金額が確認できるもの）

現金払いの場合は領収書の控え（宛名、支払日、金額が確認できるもの）のこと。

※ 請書の提出によって契約を行う公共工事については、その請書を契約書とみなす。

※ 注文書、請書の片方が提示できない、契約書や請書に印紙が貼られていない（印紙を貼る必要がない場合を除く）場合は、さらに請負代金の入金確認書類（＝上記（ウ）参照）を提示または添付。

例1：契約書（印紙無し）又は請書（印紙無し）＋入金確認書類

例2：注文書又は請書（片方が提示できない）＋入金確認書類

※ 工事台帳＋入金状況がわかる書類（通帳、領収書の写し等）は認めません。

※ 工期、請負代金等の変更契約があれば、その契約書の写しも添付。

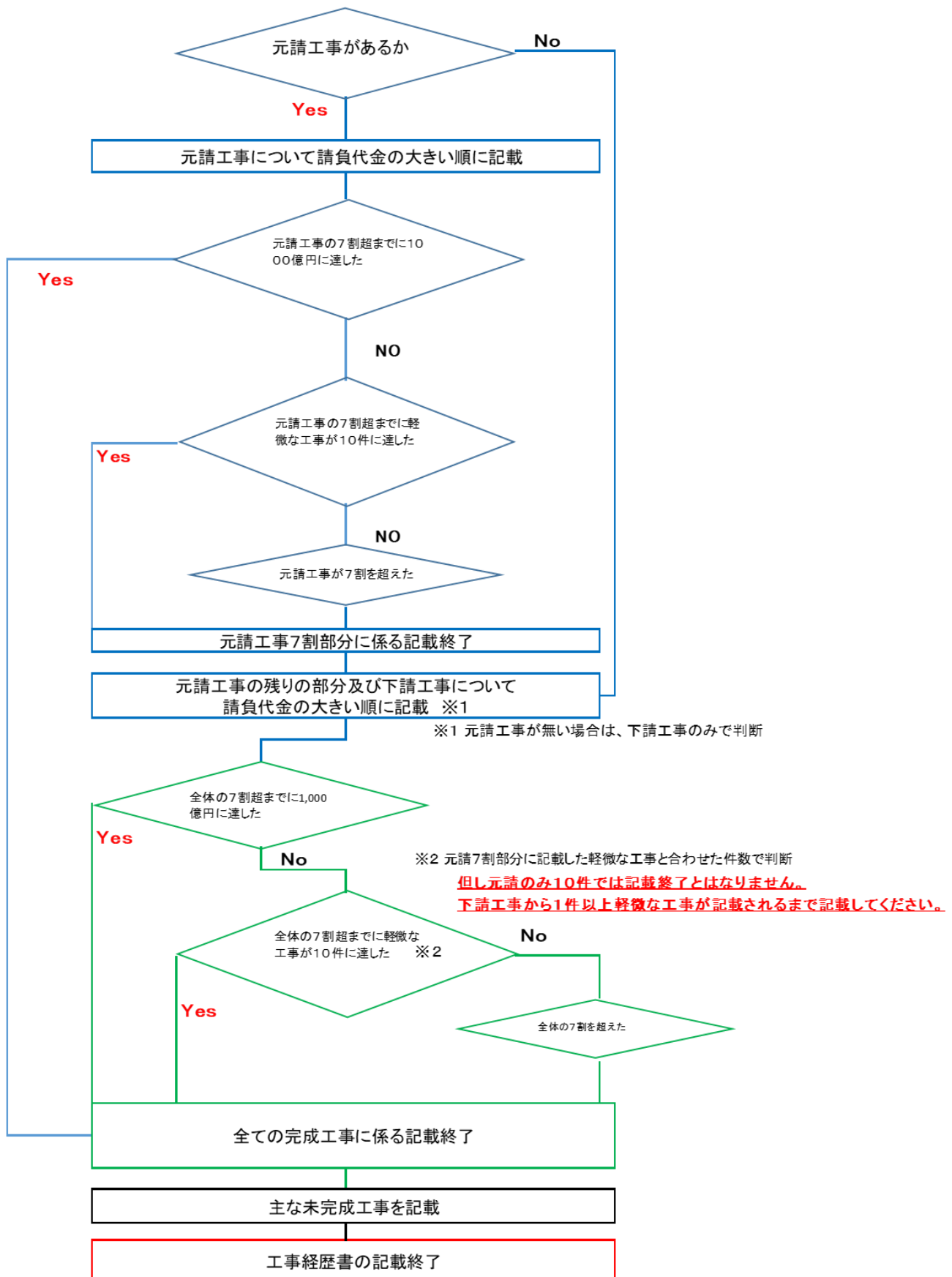
※ JVの場合は、出資比率が確認できる協定書も添付。

※ 電子契約を行っている場合は、電子証明書等の提示を求める場合がある。

※ 維持修繕業務のように、契約書に総支払限度額のみが記載されている場合は、実際の請負金額がわかる入金確認書類を提示または添付が必要。

工事経歴書の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、軽微な工事の10件を超える部分については記載はしない



V 結果通知書について

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、申請を受け付けてから標準処理期間である30営業日をめどに郵送します。ただし、添付書類に不備があった場合等はこの限りではありません。

(1) 結果通知書の内容証明について

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査結果通知書）は再発行できません。

経営事項審査結果通知書を紛失、汚損した場合、経営事項審査申請者の申請に基づき、経営事項審査結果通知書の内容証明書を発行しています。

手数料として、1通につき500円の奈良県収入証紙が必要です。

(2) 審査結果の公表について

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）は受審したすべての業者について公表され、（一財）建設業情報管理センターのホームページで閲覧することができます。

※ 経営事項審査結果通知書の発行から1か月ほど後に公表

(3) 再審査について

結果通知書の内容が申請書の内容と異なる場合、結果通知書を受領してから30日以内であれば、再審査の申し立てができます。

但し、申請者の記載漏れ、記入誤り、申請時の添付資料不足による内容認否など、申請者の責任に帰するものについては、再審査の申し立てをすることはできません。

なお、法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方式（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方式に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けられた方は、当該改正の日から120日以内に限り再審査の申し立てができます。法改正の際は、建設産業課のホームページでお知らせいたします。

VI 参考資料

(1) 申請手数料一覧

申請業種	経営規模等評価申請 ①	総合評定値請求 ②	①と②を同時に 申請する場合
1業種	10,400円	600円	11,000円
2業種	12,700円	800円	13,500円
3業種	15,000円	1,000円	16,000円
4業種	17,300円	1,200円	18,500円
5業種	19,600円	1,400円	21,000円
6業種	21,900円	1,600円	23,500円
7業種	24,200円	1,800円	26,000円
8業種	26,500円	2,000円	28,500円
以下1業種 追加するごとに	2,300円追加	200円追加	2,500円追加

(2) 奈良県市町村コード

奈良市	29201	曽爾村	29385
大和高田市	29202	御杖村	29386
大和郡山市	29203	高取町	29401
天理市	29204	明日香村	29402
橿原市	29205	上牧町	29424
桜井市	29206	王寺町	29425
五條市	29207	広陵町	29426
御所市	29208	河合町	29427
生駒市	29209	吉野町	29441
香芝市	29210	大淀町	29442
葛城市	29211	下市町	29443
宇陀市	29212	黒滝村	29444
山添村	29322	天川村	29446
平群町	29342	野迫川村	29447
三郷町	29343	十津川村	29449
斑鳩町	29344	下北山村	29450
安堵町	29345	上北山村	29451
川西町	29361	川上村	29452
三宅町	29362	東吉野村	29453
田原本町	29363		

(3) 業種コード一覧 (別紙 1 工事種類別完成工事高)

業 種 コ ー ド 表	010	土木一式	060	石	120	鉄筋	190	内装仕上	260	水道施設
	011	P C 構造物※	070	屋根	130	舗装	200	機械器具設置	270	消防施設
	020	建築一式	080	電気	140	しゅんせつ	210	熱絶縁	280	清掃施設
	030	大工	090	管	150	板金	220	電気通信	290	解体
	040	左官	100	タイル・れんが・ブロック	160	ガラス	230	造園		
	050	とび・土工・コンクリート	110	鋼構造物	170	塗装	240	さく井		
	051	法面※	111	鋼橋上部※	180	防水	250	建具		

※が付されている 3 つの業種は、申請手数料を要しません。

(4) 業種コード一覧 (別紙 4 技術者名簿)

業 種 コ ー ド 表	01	土木一式	07	屋根	13	舗装	19	内装仕上	25	建具
	02	建築一式	08	電気	14	しゅんせつ	20	機械器具設置	26	水道施設
	03	大工	09	管	15	板金	21	熱絶縁	27	消防施設
	04	左官	10	タイル・れんが・ブロック	16	ガラス	22	電気通信	28	清掃施設
	05	とび・土工・コンクリート	11	鋼構造物	17	塗装	23	造園	29	解体
	06	石	12	鉄筋	18	防水	24	さく井		

(5) 別表第十八 (第二の四の 10 関係)

公益社団法人空気調和・衛生工学会	5 0
一般財団法人建設業振興基金	1 2
一般財団法人建設コンサルタント協会	5 0
一般社団法人交通工学会	5 0
公益社団法人地盤工学会	5 0
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	2 0
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	5 0
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	2 0
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	2 0
一般社団法人全日本建設技術協会	2 5
土質・地質技術者生涯学習協議会	5 0
公益社団法人土木学会	5 0
一般社団法人日本環境アセスメント協会	5 0
公益社団法人日本技士会	5 0
公益社団法人日本建築士会連合会	1 2
公益社団法人日本造園学会	5 0
公益社団法人日本都市計画学会	5 0
公益社団法人農業農村工学会	5 0
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	1 2
公益社団法人建築家協会	1 2
一般社団法人日本建設業連合会	1 2
一般社団法人日本建築学会	1 2
一般社団法人日本建築設備技術者協会	1 2
一般社団法人電気設備学会	1 2
一般社団法人日本設備設計事務所協会	1 2
公益財団法人建築技術教育普及センター	1 2
一般社団法人日本建築構造技術者協会	1 2

(6) 有資格コード一覧 (別紙4 技術者名簿)

	コード	点	資格区分	実務経験	建設業の種類
	001	1	法第7条第2号イ該当	大卒3年・高卒5年	
	002	1	法第7条第2号ロ該当	10年	
	003	1	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)		
	004	1	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)		
	005	4	令第28条に該当する者(監理技術者を補佐する資格を有する者)<注9>		
建設業法 (注10)	111	5	一級建設機械施工技士		土・と・舗
	212	2	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)		土・と・舗
	113	5	一級土木施工管理技士		土・と・石・鋼・舗・し・塗・水・解
	113	1	一級土木施工管理技士	3年	左・屋・タ・筋・防・絶・井・清
	11H	1	一級土木施工管理技士補	3年	左・と・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解
	214	2	二級土木施工管理技士(土木)		土・と・石・鋼・舗・し・水・解
	214	1	二級土木施工管理技士(土木)	5年	左・屋・タ・筋・塗・防・絶・井・清
	21J	1	二級土木施工管理技士補	5年	左・と・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解
	215	2	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)		塗
	215	1	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	5年	左・と・石・屋・タ・筋・し・防・絶・井・水・清・解
	21K	1	二級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)	5年	左・と・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解
	216	2	二級土木施工管理技士(薬液注入)		と
	216	1	二級土木施工管理技士(薬液注入)	5年	左・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解
	21L	1	二級土木施工管理技士補(薬液注入)	5年	左・と・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解
	120	5	一級建築施工管理技士		建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具・解
	120	1	一級建築施工管理技士	3年	機・水・消・清
	12C	1	一級建築施工管理技士補	3年	大・左・と・石・屋・タ・筋・板・ガ・塗・防・内・機・絶・具・水・消・清・解
	221	2	二級建築施工管理技士(建築)		建・解
	221	1	二級建築施工管理技士(建築)	5年	大・左・と・石・屋・タ・筋・板・ガ・塗・防・内・機・絶・具・水・消・清
	222	2	二級建築施工管理技士(躯体)		大・と・タ・鋼・筋・解
	222	1	二級建築施工管理技士(躯体)	5年	左・石・屋・板・ガ・塗・防・内・機・絶・具・水・消・清
	223	2	二級建築施工管理技士(仕上げ)		大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具
	223	1	二級建築施工管理技士(仕上げ)	5年	と・筋・機・水・消・清・解
	22D	1	二級建築施工管理技士補	5年	大・左・と・石・屋・タ・筋・板・ガ・塗・防・内・機・絶・具・水・消・清・解
	127	5	一級電気工事施工管理技士		電
	127	1	一級電気工事施工管理技士	3年	機・消
	12E	1	一級電気工事施工管理技士補	3年	機・消
	228	2	二級電気工事施工管理技士		電
	228	1	二級電気工事施工管理技士	5年	機・消
	22F	1	二級電気工事施工管理技士補	5年	機・消
	129	5	一級管工事施工管理技士		管
	129	1	一級管工事施工管理技士	3年	筋・し・板・機・絶・井・具・水・消・清
	12G	1	一級管工事施工管理技士補	3年	筋・し・板・機・絶・井・具・水・消・清
	230	2	二級管工事施工管理技士		管
	230	1	二級管工事施工管理技士	5年	筋・し・板・機・絶・井・具・水・消・清

	コード	点	資格区分	実務 経験	建設業の種類
建設業法	23A	1	二級管工事施工管理技士補	5年	筋・し・板・機・絶・井・具・水・消・清
	131	5	一級電気通信工事施工管理技士		通
	232	2	二級電気通信工事施工管理技士		通
	133	5	一級造園施工管理技士		園
	133	1	一級造園施工管理技士	3年	左・と・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解
	13D	1	一級造園施工管理技士補	3年	左・と・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解
	234	2	二級造園施工管理技士		園
	234	1	二級造園施工管理技士	5年	左・と・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解
	23E	1	二級造園施工管理技士補	5年	左・と・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解
建築士法	137	5	一級建築士		建・大・屋・タ・鋼・内
	238	2	二級建築士		建・大・屋・タ・内
	239	2	木造建築士		大
技術士法	141	5	建設・総合技術監理(建設)〈注1〉		土・と・電・舗・し・園・解
	142	5	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)		土・と・電・鋼・舗・し・園・解
	143	5	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		土・と
	144	5	電気電子・総合技術監理(電気電子)		電・通
	145	5	機械・総合技術監理(機械)		機
	146	5	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)		管・機
	147	5	上下水道・総合技術監理(上下水道)		管・水
	148	5	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)		管・井・水
	149	5	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		土・と・し
	150	5	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)		園
	151	5	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		土・と・園
	152	5	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)		管
	153	5	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)		管・水
	154	5	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)		管・水・清
電気工事士・ 電気事業法	155	2	第一種電気工事士		電
	256	1	第二種電気工事士	3年	電
	258	1	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年	電
電気通信事 業法	259	1	電気通信主任技術者	5年	通
	235	1	工事担任者	3年	通
水道法	265	1	給水装置工事主任技術者	1年	管
消防法	168	2	甲種消防設備士		消
	169	2	乙種消防設備士		消
職業能 力開 発促 進法	171	2	建築大工(1級)		大
	271	1	建築大工(2級)	3年	大
	164	2	型枠施工(1級)		大・と
	264	1	型枠施工(2級)	3年	大・と
	172	2	左官(1級)		左
	272	1	左官(2級)	3年	左
	157	2	とび・とび工(1級)		と・解
	257	1	とび・とび工(2級)	3年	と・解
	173	2	コンクリート圧送施工(1級)		と
	273	1	コンクリート圧送施工(2級)	3年	と
	166	2	ウェルポイント施工(1級)		と
	266	1	ウェルポイント施工(2級)	3年	と

	コード	点	資 格 区 分	実務 経験	建設業の種類
職業能力開発促進法	174	2	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)		管
	274	1	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級)	3年	管
	175	2	給排水衛生設備配管(1級)		管
	275	1	給排水衛生設備配管(2級)	3年	管
	176	2	配管・配管工(1級) <注2>		管
	276	1	配管・配管工(2級) <注2>	3年	管
	170	2	建築板金「ダクト板金作業」(1級)		屋・管・板
	270	1	建築板金「ダクト板金作業」(2級)	3年	屋・管・板
	177	2	タイル張り・タイル張り工(1級)		タ
	277	1	タイル張り・タイル張り工(2級)	3年	タ
	178	2	築炉・築炉工(1級)・れんが積み		タ
	278	1	築炉・築炉工(2級)・れんが積み	3年	タ
	179	2	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工		石・タ
	279	1	ブロック建築・ブロック建築工(2級)・コンクリート積みブロック施工	3年	石・タ
	180	2	石工・石材施工・石積み(1級)		石
	280	1	石工・石材施工・石積み(2級)	3年	石
	181	2	鉄工・製罐(1級) <注3>		鋼
	281	1	鉄工・製罐(2級) <注3>	3年	鋼
	182	2	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級) <注4>		筋
	282	1	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級) <注4>	3年	筋
	183	2	工場板金(1級)		板
	283	1	工場板金(2級)	3年	板
	184	2	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級) <注5>		屋・板
	284	1	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(2級) <注5>	3年	屋・板
	185	2	板金・板金工・打出し板金(1級)		板
	285	1	板金・板金工・打出し板金(2級)	3年	板
	186	2	かわらぶき・スレート施工(1級)		屋
	286	1	かわらぶき・スレート施工(2級)	3年	屋
	187	2	ガラス施工(1級)		ガ
	287	1	ガラス施工(2級)	3年	ガ
	188	2	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)		塗
	288	1	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)	3年	塗
	189	2	建築塗装・建築塗装工(1級)		塗
	289	1	建築塗装・建築塗装工(2級)	3年	塗
	190	2	金属塗装・金属塗装工(1級)		塗
	290	1	金属塗装・金属塗装工(2級)	3年	塗
	191	2	噴霧塗装(1級)		塗
	291	1	噴霧塗装(2級)	3年	塗
	167	2	路面標示施工		塗
	192	2	畳製作・畳工(1級)		内
	292	1	畳製作・畳工(2級)	3年	内
	193	2	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級) <注6>		内
	293	1	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級) <注6>	3年	内
	194	2	熱絶縁施工(1級)		絶
	294	1	熱絶縁施工(2級)	3年	絶
	195	2	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級) <注7>		具

	コード	点	資格区分	実務経験	建設業の種類
職業能力開発促進法	295	1	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)<注7>	3年	具
	196	2	造園(1級)		園
	296	1	造園(2級)	3年	園
	197	2	防水施工(1級)		防
	297	1	防水施工(2級)	3年	防
	198	2	さく井(1級)		井
	298	1	さく井(2級)	3年	井
	40	2	基礎ぐい工事		と
	61	1	地すべり防止工事	1年	と・井
	62	1	建築設備士	1年	電・管
	63	1	計装	1年	電・管
	60	2	解体工事<注8>		解
	64	3	基幹技能者		修了証に記載のある業種
	703	2	建設技能者(レベル3)		技能者カードに記載のある業種
	704	3	建設技能者(レベル4)		
	99	1	その他		

<注 1> 技術士：解体工事業に関して、合格後、「解体工事に関する実務経験 1 年以上」又は「登録解体工事講習の受講」が必要です

<注 2> 配管： 職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和 48 年政令第 98 号、以下「昭和 48 年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

<注 3> 鉄工：昭和 48 年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

<注 4> 鉄筋施工：昭和 48 年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

<注 5> 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和 48 年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。

<注 6> 木工：昭和 48 年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

<注 7> 基礎ぐい工事：一般社団法人日本基礎建設強化と一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が平成 27 年度に行った「基礎施工士試験」の合格者も含まれます。

<注 8> 解体工事：平成 17 年度までに実施された「解体工事施工技士資格試験」及び平成 27 年度までの「解体工事施工技士試験」の合格者も含まれます。

<注 9> 記入する業種について、主任技術者要件を満たす者かつ、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者（一級施工管理技士試験一次試験合格者等）が該当します。

（例）一級土木施工管理技士試験一次試験合格者かつ舗装について 10 年の実務経験を有する者は、舗装についてのみ、技士補として認められる

<注 10> 解体工事業に関する経過措置の対象である資格（1 級 2 級土木施工管理技士等 詳細は建設業許可の手引き P67 を参照）を有しているもので、解体に関する一年以上の実務経験または登録解体工事講習を受けたことによって、初めて解体を加業種として申請する場合、実務経験または講習を受けたことの証明書類の添付が必要です。

(7) 登録経営状況分析機関一覧

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は次のとおりです。今後、登録経営状況分析機関が追加または廃止された場合は、随時更新します。なお、経営状況分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。（令和7年1月現在）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

Ⅶ 経営事項審査の承継について

★概要

個人事業主が法人を設立した場合（いわゆる「法人成り」）や個人事業主が事業を親族に譲渡した場合（いわゆる「代替わり」）に際しては、一定の条件を満たせば、経営事項審査の一部の項目について承継することができます。許可を廃業してから新規許可を取得する方法と、認可申請により承継する方法があります。認可申請により、建設業許可を承継した場合は下記の説明とは取り扱いが異なりますので別途ご相談ください。

★承継できる項目

- 完成工事高
- 平均利益額
- 営業年数
- 経営状況

★承継の条件

- 個人事業主（被承継人）⇒法人（承継人）【法人成】

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に被承継人から営業の主たる部分を承継した者であって、次のすべてに該当するもの

- ①被承継人が建設業を廃業すること
- ②被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
- ③被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ④承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

- ①について
個人事業主の許可について、廃業届を提出する必要があります
- ②について
(例) 資本金が500万円の場合、250万円以上を出資
- ③について
(例) 法人設立が4月1日の場合、その前日の3月31日に個人事業を廃業
- ④について
個人事業主が法人の代表取締役に就任する必要があります

- 個人事業主（被承継人）⇒個人事業主（承継人）【代替わり】

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者から建設業の主たる部分を承継した者がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のすべてに該当するもの

- ①被承継人が建設業を廃業すること
- ②被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

- ①について
個人事業主（被承継人）の許可について、廃業届を提出する必要があります
- ②について
(例) 被承継人廃業日が3月31日の場合、承継人がその翌日の4月1日に開業
- ③について
「被承継人のもとで働いていた経験を有する」という意味です

★ 必要書類

被承継人の完成工事高等を算定基礎とする場合は、以下の書類も必要です。

- 利益額や完成工事高の換算前の数字が分かる書類（換算表等）
- 被承継人の前回の経営事項審査申請書の控え一式（※建設産業課の受付印があるもの）

Q. 個人事業主（被承継人）が法人（承継人）を設立しました。どのような条件を満たせば、承継ができますか？

A. 以下のすべての条件を満たせば、承継ができます。

- ①被承継人が建設業を廃業すること
- ②被承継人が 50%以上を出資して設立した法人であること
- ③被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ④承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

Q. 個人事業主（被承継人）が個人事業主（承継人）から事業を承継しました。どのような条件を満たせば、承継ができますか？

A. 以下のすべての条件を満たせば、承継ができます。

- ①承継人が被承継人の配偶者又は 2 親等以内の者であること
- ②被承継人が建設業を廃業すること
- ③被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ④承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

Q. 条件を満たせば、すべての項目について必ず承継する必要があるのでしょうか？

A. いいえ、「承継をしない」という選択をすることも可能です。ただし、この場合、承継日を審査基準日として経営事項審査を受けると、完成工事高 0 円、技術職員 0 人になるので、ご注意ください。また、「営業年数のみを承継する」というように、一部の項目のみを承継することはできません。

Q. 3 月 1 日に法人を設立し、翌年 2 月末に第 1 期目の決算を迎えます。承継をしようとする場合、必ず法人設立日（3 月 1 日）を審査基準日として経営事項審査を受審しなければならないのでしょうか？

A. いいえ、必ずしも法人設立日を審査基準日として経営事項審査を受審する必要はありません。入札参加資格申請される市町村に確認ください。

奈良県の入札参加資格承継については、別に要件が定められています。詳細については、建設産業課 公共工事契約管理係（TEL：0742-27-7425）にお問い合わせください。

Ⅷ 経営事項審査における完成工事高の考え方について

経営事項審査において完成工事高として認められるものとは、「建設工事」に係る「請負契約」のうち完成したものに係る金額です。

★「建設工事」とは、「土木建築に関する工事で、建設業法別表第一の上欄に掲げるもの」（建設業法第2条第1項）であり、2種類の一式工事と27種類の専門工事から成り立っています。

★「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる契約」（民法第632条）をいいます。

建設工事であるかどうかの判断は、契約の実態をもって判断します。建設業法第24条では「委託その他何らの名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する」と規定します。

（1）建設工事の分割計上について

1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複計上することはできません。

例①：「建築工事（2,000万円）で請け負った工事から管工事（100万円）と電気工事（100万円）を抜き出しそれぞれの完成工事高とし、建築工事を1,800万円とする」ことはできません。

例②：「管工事（2,000万円）で請け負い、追加で舗装工事（200万円）を請け負いされる場合は、一つの工事（管工事（2,200万円））としてください。

契約が別であったとしても、注文者、工事名、契約日、工期、技術者が同一の場合は該当します。

【参考】○建設業許可事務ガイドラインについて（（2）工事経歴書（様式第二号）について①）

「工事経歴書（様式第二号）は、許可を受けようとする建設業に対応する建設工事の種類ごとに作成するものとし、他の建設工事と二重に計上することはできない」

○経営事項審査の事務取扱いについて（通知）I 1（1）イ

「1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複計上することはできないものとする」

（2）経営事項審査における完成工事高の取扱いに注意が必要なものについて

内容	取扱い	業種区分
【公共工事】 草刈（除草業務）	発注者の発注区分に応じた建設工事として計上 （当該公共工事の下請工事も計上可能です）	土木工事 造園工事
【民間工事】 草刈（除草業務）	完成工事高として認められない *1	—
調査、点検、管理	原則、完成工事高として認められない *2 *3	—
剪定	造園工事として計上	造園工事
発掘	原則、完成工事高として認められない *3 土木工事がある場合、該当業種に計上 （土木工事部分について額の根拠等の確認資料が必要）	— 土木工事、 とび・土工・コンクリート工事
雪寒	完成工事高として認められない *1	—
清掃	原則、完成工事高として認められない *1 *2	—
売買契約	建設工事の請負契約部分については、該当業種に計上 （請負部分の確認資料が必要） （建売住宅を自ら施工する場合は計上不可） *3	建築工事、 機械器具設置工事等

*1 経営事項審査では、項番 33 「その他工事」に計上する

*2 公共機関が建設工事として発注している工事については、発注区分に応じた建設工事として計上する
発注区分がわかる資料を求める場合があります

*3 兼業売上高として計上する

※ 建設工事の種類の基本的な考え方や例示については、次頁の表の通り

業種 コード	建設工事の種類 (業 種)	建設工事の内容	建設工事の例示
	〔法別表〕	〔建設省告示抜粋〕	〔国土交通省通知別表〕
010	土木一式工事 (土木工事業) (011 PC工事)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
020	建築一式工事 (建築工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
030	大工工事 (大工工事業)	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
040	左官工事 (左官工事業)	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
050	とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業) (051 法面処理工事)	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
060	石工事 (石工事業)	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
070	屋根工事 (屋根工事業)	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
080	電気工事 (電気工事業)	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
090	管工事 (管工事業)	冷暖房、冷凍冷蔵、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
100	タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
110	鋼構造物工事 (鋼構造物工事業) (111 鋼橋上部工事)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立により工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
120	鉄筋工事 (鉄筋工事業)	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立工事、ガス圧接工事

業種 コード	建設工事の種類 (業 種)	建設工事の内容	建設工事の例示
	〔法別表〕	〔建設省告示抜粋〕	〔国土交通省通知別表〕
130	舗装工事 (舗装工事業)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
140	しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
150	板金工事 (板金工事業)	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
160	ガラス工事 (ガラス工事業)	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
170	塗装工事 (塗装工事業)	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
180	防水工事 (防水工事業)	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
190	内装仕上工事 (内装仕上工事業)	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
200	機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	機械器具の組立て等により、工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃機発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
210	熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
220	電気通信工事 (電気通信工事業)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV 電波障害防除設備工事
230	造園工事 (造園工事業)	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
240	さく井工事 (さく井工事業)	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
250	建具工事 (建具工事業)	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
260	水道施設工事 (水道施設工事業)	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理施設を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
270	消防施設工事 (消防施設工事業)	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸気性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事

業種 コード	建設工事の種類 (業 種)	建設工事の内容	建設工事の例示
	〔法別表〕	〔建設省告示抜粋〕	〔国土交通省通知別表〕
280	清掃施設工事 (清掃施設工事業)	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
290	解体工事 (解体工事業)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

(3) その他完成工事高の考え方についてよくある問い合わせ

(しゅんせつ工事)

河川、港湾、水路、浄水場等において、しゅんせつ船又は建設機械を使用し水底をしゅんせつする工事です。バキュームカー等での吸引によるものは含まれません。道路側溝や雨水排水路の泥上げは清掃であり建設工事には該当せず、しゅんせつ工事としては扱われません。

(清掃施設工事)

独立してごみを処理する機能を持ち、粉塵や悪性ガスを発生させない機能を備えている施設を設置する工事です。ごみ処理施設工事とは、必ずしも公共団体が設置するものとは限りませんが、小規模なものは含まれません。よって、単にごみを焼却するだけの施設を設置する工事はごみ処理施設といえず、清掃施設工事として扱いません。また、ごみ処理施設を設置する工事は、ごみ焼却場やごみを溶かす施設など一次処理あるいは二次処理する施設を設置する工事であり、えん堤築造、土取り覆土等の埋め立て工事は対象となりませんのでご注意ください。

(水道施設工事)

上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事です。

取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事が例にあげられます。

よくある区分の誤りとして、上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』でとなります。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当します。下図を参考にしてください。

施設区分			業種区分		
			土木一式	管	水道
上水道	取水施設	取水堰堤、取水井			○
	導水施設	導水管			○
	浄水施設	沈殿池、ろ過池、浄水池、滅菌室			○
	送水施設	送水ポンプ、送水管			○
	配水施設	配水池、配水管（公道下等）			○
	給水施設	給水引き込み管、敷地内配管		○	
下水道	下水道	家屋等～公共汚水ます		○	
		下水道本管（公道下等）	○		
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、沈殿池、消毒施設、汚泥処理施設			○
		（処理場敷地造成工事）	○		
農業用水道、かんがい用配水施設等			○		

(4) 完成工事高の振替(算入)について

次の場合、業種間において完成工事高・元請完成工事高を振り替えることができます。

振替先・振替元の業種とも、申請時に建設業の許可が必要です。また、**振替元の業種は、経営事項審査を受けることができません。**

工事経歴書及び工事確認書類（P32 参照）は、振替先・振替元両方の業種につき添付してください。

なお、この取扱いは、国土交通省総合政策局建設業課長通知「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成 20 年 1 月 31 日付け国総建第 269 号）に基づき実施しています。

1 一式工事業への専門工事の振替(算入)

一式工事

専門工事

○ 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合は、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の専門工事（審査対象を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

○ この場合、専門工事の完成工事高については、審査対象年だけでなく直前 2 年又は 3 年分を土木一式又は建築一式のいずれか一方に全額算入する必要があります。いずれの一式工事業に算入するかについては、次表を参考に、具体的な専門工事の内容に応じて選択します。

例えば、とび・土工・コンクリート工事を一式工事業へ算入する場合、建築一式であれば少なくとも 1 件以上の建築系の工事が、土木一式であれば少なくとも 1 件以上の土木系の工事が必要です（とび・土工・コンクリート工事の完成工事高を分割して、土木一式及び建築一式それぞれに算入することはできません。）。

〔一式工事業へ算入できる専門工事〕

土木一式	←	土木工作物の建設に関連する工事 (とび・土工、コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体工事)
建築一式	←	建築物の建設に関連する工事 (大工、左官、とび・土工、コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体工事)

※ 振替元の業種は、経営事項審査を受けることができません。

2 専門工事への他の専門工事の振替(算入)

専門工事

専門工事

○ 審査対象建設業が一式工事業以外の専門工事である場合においては、許可を受けた建設業のうち専門工事（審査対象を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該専門工事に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

○ この場合、振替元の専門工事の完成工事高については、審査対象年だけでなく直前 2 年又は 3 年分を振替先の専門工事に全額参入する必要があります。

具体的な業種の振分けは、次表に示すとおりとします（例外は認めておりません。）。

〔専門工事へ算入できる他の専門工事〕

とび・土工・コンクリート	↔	石、造園、解体
電気	↔	電気通信、消防施設
管	↔	熱絶縁、水道施設、消防施設
塗装、屋根	↔	防水

※ 振替元の業種は、経営事項審査を受けることができません。

○ 振替を行った場合は、「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」（規則様式第 25 号の 14 別紙 1）の余白や「直前 3 年の各事業年度における工事施工金額」（規則様式第 3 号）又は「工事種類別完成工事高付表」に当該振替に係る計算式を記入ください。

○ 審査対象年に積み上げる場合は、（前年に積み上げを行っていなかったとしても、）直前 2 年又は 3 年分は積み上げることとし、審査対象年に積み上げない場合は、（前年に積み上げていたとしても、）直前 2 年又は 3 年分は積み上げないこととしてください。

X 経営事項審査に関するよくある質問

【経営事項審査とは】

- Q 0 「経営事項審査」は全業者が受ける必要がありますか？
- A 0 公共工事を請け負うのであれば、受審する必要があります。なお、自治体の入札に参加するためには、経営事項審査を受審した後、自治体ごとに入札参加資格申請が必要なケースが多いです。
- Q 1 「経営事項審査」を申請する条件は何ですか？
- A 1 申請時において建設業許可を受けていることが条件です。申請時において建設業許可を受けていない建設業者は、経営事項審査を申請することができません。
- Q 2 「経営事項審査」の申請の流れを教えてください。
- A 2 P1 をご覧ください。
- Q 3 経営事項審査申請受付後、どのくらいで結果通知書が送られてきますか？
- A 3 標準処理期間は 30 日（ただし受付後の補正に要する期間や県の休日は含まない）です。不足書類がある場合は、通知書をお送りすることができませんので、審査の際に不足書類があることが判明した場合は、速やかにご提出ください。
- Q 4 「経営事項審査」は、毎年、決算終了後に受けなければならないのでしょうか？
- A 4 公共工事を請け負うのであれば、受ける必要があります。経営事項審査の有効期間は、審査基準日から 1 年 7 か月（建設業法施行規則第 18 条の 2）となりますので、1 年間の決算が終了するたびに受ける必要があります。

【申請について】

- Q 1 申請手数料はいくらでしょうか？
- A 1 1 業種のみ申請する場合（例：土木工事業のみ）は 11,000 円です。以下、申請する業種が 1 増えるごとに、2,500 円ずつ増えていきます。（P36 参照）
手数料の納付は、奈良県知事許可の場合、奈良県収入証紙にて行います（電子申請の場合に限り、電子納付も可）。収入証紙を申請書様式に貼付し納付してください。
- Q 2 申請書類の入手方法を教えてください。
- A 2 当課のホームページからダウンロードできます。法改正等に伴い申請書類の様式が前年と比べて変更になることがありますので、ご注意ください。変更があった場合は、当課のホームページでお知らせします。
- Q 3 初めて経営事項審査を受審するため、前回の経営事項審査申請書の控え一式が提示できません。代わりに何を提示すれば良いですか？
- A 3 初めて申請する場合は、過去 2 年分（3 年分）の完成工事高の内容を確認する必要がありますので、過去 2 年分（3 年分）の工事経歴書、工事内容を確認できる書類を添付してください。また、確定申告書や決算変更届についても、過去 2 年分（3 年分）をご提示ください。
- Q 4 新規許可取得後、決算期が未到来のため、決算変更届が提示できません。代わりに何を提示すれば良いですか？
- A 4 新規許可申請書類（許可行政庁の受付印のあるもの）をご提示ください。
- Q 5 「再審査の申立」は、どのような場合にすることができますか？
- A 5 結果通知書の内容が申請書の内容と異なる場合、結果通知書を受領してから 30 日以内であれば、再審査の申し立てができます。但し、申請者の記載漏れ、記入誤り、申請時の添付資料不足による内容認否など、申請者の責任に帰するものについては、再審査の申し立てをすることはできません。

- Q 6 土木工事業についてのみ経営事項審査の受審を申請し、結果通知書を受け取りました。その後、同じ審査基準日で既に許可を受けていた造園工事業も経審を受審する必要性が生じたので、追加で受審したいのですが可能ですか？
- A 6 できません。法改正に伴う受けなおしの場合等を除き、原則として当該審査基準日の再受審はできません。
- Q 7 審査基準日時点では造園工事業の許可を受けておらず、いったん経営事項審査を受審しました(①)。その後に業種追加申請により造園工事業の許可を取得しましたが、造園工事業について経審の再審査を受審することはできますか？
- A 7 できます。申請日時点で許可を有している業種について、経審を受審することができます。(①)の経営事項審査にかかる結果通知書は原本を回収しますので、再審査時に提出してください。
- Q 8 実績が0円の業種について、経審を受審することはできますか？
- A 8 できます。ただし、入札参加資格申請において完成工事高の実績があることが要件となっている場合がありますので、入札参加資格申請を行う自治体にご確認ください。
- Q 9 審査基準日時点では造園工事業の許可を受けていましたが、その後、申請日までに一部廃業の届出を行い、造園工事業の許可を失いました。この場合、審査基準日時点で許可を有しているの、造園工事業について経審を受審することはできますか？
- A 9 できません。経審を受審できるのは、申請日時点で許可を有している業種のみです。
- Q 10 今年から、経営事項審査を受審するのをやめます。この場合、毎年の「決算変更届」の提出も不要となるのでしょうか？
- A 10 いいえ、「決算変更届」は、経営事項審査の受審の有無にかかわらず、決算日から4か月以内に提出しなければなりません(建設業法第11条第2項)
- Q 11 経営事項審査の結果は公開されますか？
- A 11 公開されます。(一財)建設業情報管理センター(CIIC)のホームページにて、現在有効な経営事項審査のうち直近分に限り公開されます。なお、申請書類は原則として公開されません。
- Q 12 完成工事高0円、技術職員0人ですが、経営事項審査を受審することはできますか？
また、受けることができた場合、総合評価値(P点)は0点になるのでしょうか？
- A 12 建設業許可を取得していれば、たとえ、完成工事高0円、技術職員0人であっても受審することができます。この場合であっても、原則として総合評価値(P点)は0点にはなりません。
- Q 13 決算日を変更した際の完成工事高の計算方法を教えてください。
- A 13 決算日を変更した場合の計算(按分)は下記のとおりです。
審査基準日からさかのぼる12か月の完成工事高(完工高)を求めます。
例：12月31日から6月30日に決算日を変更した場合
審査基準日 ⇒ 令和3年6月30日
審査対象事業年度 ⇒ 令和2年7月～令和3年6月
この年度の完工高 ⇒ 「令和2年1～12月の完工高」×6/12
+ 「令和3年1～6月の完工高」×6/6
前審査対象事業年度 ⇒ 令和元年7月～令和2年6月
この年度の完工高 ⇒ 「平成31年1月～令和元年12月の完工高」×6/12
+ 「令和2年1月～12月の完工高」×6/12
※ A/Bとは、「Bか月の決算期からAか月分の完工高を単純に按分する」という意味です。

- Q14 完成工事高の積み上げについて、昨年度、舗装工事業を、土木一式工事業に積み上げしていましたが、今年度は、舗装工事業を受審できますか。
- A14 受審できます。ただし、昨年度に土木一式工事業へ積み上げた舗装工事業の完成工事高は、土木一式工事業に含められません。
- Q15 持続化給付金を完成工事高に含めることはできますか。
- A15 完成工事高に計上できません。

三事經

記載例②

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

[illegible]

工事経歴書

記載例③

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

（用紙A4）

元請工事	下請工事
4,500千円 1件	5,500千円 1件
4,400千円 2件	2,900千円 1件
4,100千円 2件	1,000千円 1件
4,000千円 2件	※赤字は記載不要
3,800千円 1件	合計9,400千円
3,600千円 2件	
3,000千円 1件	
2,800千円 1件	
2,700千円 8件	
2,600千円 1件	
※赤字は記載不要	
合計70,500千円	

元請工事	下請工事
4,500千円 1件	5,500千円 1件
4,400千円 2件	2,900千円 1件
4,100千円 2件	1,000千円 1件
4,000千円 2件	※赤字は記載不要
3,800千円 1件	合計9,400千円
3,600千円 2件	
3,000千円 1件	
2,800千円 1件	
2,700千円 8件	
2,600千円 1件	
※赤字は記載不要	
合計70,500千円	

この工事を記載した時点で軽微な元請工事の記載が10件に達したため、元請工事については記載終了。

残りの元請工事と下請工事を大きい順に記載、全体で軽微な工事の記載が10件に達したところで記載終了だが、元請工事のみ10件では記載終了とはならず、軽微な下請工事が1件以上記載される段階に至るもしくは、記載した工事の請負金額の合計が全体の7割を超えるまで記載が必要。

このケースでは、「F邸新築工事のうち外構工事」が軽微な下請工事1件に該当するため、記載終了。

注文者	元請又は下請の別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者の氏名	請負代金
(株)▲▲	元請	▲▲ビル玄関コンクリート工事	▲▲市●●町	▲田 B子	4,500千円
A	〃	A邸外構工事	▲▲市●●町	▲田 B子	4,400千円
B	〃	B邸外構工事	▲▲市●●町	▲田 B子	4,400千円
C	〃	C邸玄関コンクリート工事	▲▲市▲▲町	▲田 B子	4,100千円
(株)○▲	〃	○▲駐車場車止め設置工事	○▲市▲○町	▲田 B子	4,100千円
(株)△▲	〃	△▲アパートエクステリア工事	△▲市▲▲町	▲田 B子	4,000千円
D	〃	D邸外構工事	○▲市▲○町	▲田 B子	4,000千円
(株)▲○	〃	▲○ビル玄関コンクリート工事	○▲市▲○町	▲田 B子	3,800千円
(株)○△開発	〃	○△マンション玄関コンクリート工事	○△市△○町	▲田 B子	3,600千円
E	〃	E邸外構工事	▲▲市●●町	▲田 B子	3,600千円
(株)△△興業	下請	○×ビル新築工事にかかる足場仮設工事	○×市×○町	▲田 B子	5,500千円
J	元請	J邸外構工事	▲▲市●●町	▲田 B子	3,000千円
△△設備	下請	F邸新築工事のうち外構工事	▲▲市●●町	▲田 B子	2,900千円

小計	12件	51,900千円	元請工事	うち	40,500千円	千円
合計	23件	79,900千円	元請工事	うち	70,500千円	千円

工事経歴書

記載例④

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

（用紙A4）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場の ある 都道府県及 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者	
(株)▲▲	元請		▲▲ビル玄関コンクリート工事	▲▲市●●町	A田 B子	✓ 軽微1	4,200千円 1件
A	"		A邸外構工事	▲▲市●●町	C川 D男	✓ 軽微2	4,100千円 2件
B	"		B邸外構工事	▲▲市●●町	A田 B子	✓ 軽微3	4,000千円 2件
C	"		C邸玄関コンクリート工事	△▲市▲▲町	C川 D男	✓ 軽微4	3,500千円 2件
(株)○▲	"		○▲駐車場車止め設置工事	○▲市▲○町	A田 B子	✓ 軽微5	3,200千円 1件
(株)△▲	"		△▲アパートエクスデリア工事	△▲市▲▲町	C川 D男	✓ 軽微6	3,100千円 2件
D	"		D邸外構工事	○▲市▲○町	A田 B子	✓ 軽微7	3,000千円 1件
(株)▲○	"		▲○ビル玄関コンクリート工事	○▲市▲○町	C川 D男	✓ 軽微8	2,900千円 1件
(株)○△開発	"		○△マンション玄関コンクリート工事	○△市△○町	A田 B子	✓ 軽微9	2,700千円 4件
E	"		E邸外構工事	▲▲市●●町	C川 D男	✓ 軽微10	2,500千円 1件
(株)△△建設	下請		○×ビル新築工事にかかる足場仮設工事	○×市×○町	A田 B子	✓	※赤字は記載不要 合計53,300千円
(株)●△工業	下請		△●マンション新築工事のうち外構工事	▲▲市●●町	A田 B子	✓	元請工事 4,200千円 1件 4,100千円 2件 4,000千円 2件 3,500千円 2件 3,200千円 1件 3,100千円 2件 3,000千円 1件 2,900千円 1件 2,700千円 4件 2,500千円 1件 合計53,300千円
							下請工事 5,500千円 1件 5,000千円 1件 2,000千円 1件 1,000千円 1件 ※赤字は記載不要 合計13,500千円

この工事を記載した時点で軽微な元請工事の記載が10件に達したため、元請工事については記載終了。

残りの元請工事と下請工事を大きい順に記載、全体で軽微な工事の記載が10件に達したところで記載終了だが、元請工事のみ10件では記載終了とはならず、軽微な下請工事が1件以上記載される段階に至るもしくは、記載した工事の請負金額の合計が全体の7割を超えるまで記載が必要。

このケースでは、「△●マンション新築工事のうち外構工事」を記載した時点で、記載した工事の請負金額の合計(47,600千円)が、元請下請合わせた金額の合計(66,800千円)の7割を超えたため、記載終了。

小 計	12件	47,600千円	うち 元請工事	
			千円	37,100千円 千円
合 計	23件	66,800千円	うち 元請工事	
			千円	53,300千円 千円

工事経歴書

記載例⑤

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	工 事 名	工事現場のあ る 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期	
				氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所には印を記載） 主任技術者 監理技術者		着 工 年 月	完 成 又 は
(株)▲▲	元請	▲▲ビル玄関コンク リート工事	▲▲市●●町	A田 B子	✓	9,000 千円		
A	"	A邸外構工事	▲▲市●●町	C川 D男	✓	4,000 千円		
(株)○○工業所	下請	B邸外構工事	▲▲市●●町	A田 B子	✓	5,200 千円		
○○興業	"	C邸玄関コンクリート 工事	△▲市▲▲町	C川 D男	✓	1,750 千円		
(株)○○設備	"	○▲駐車場止め設置 工事	○▲市▲○町	A田 B子	✓	1,750 千円		
△△建築	"	△▲アパート改築工事 にかかかる足場仮設工事	△▲市▲▲町	C川 D男	✓	1,650 千円		
D	元請	D邸外構工事	○▲市▲○町	A田 B子	✓	1,300 千円		
△△建設	下請	▲○ビル新築工事にか かかる足場仮設工事	○▲市▲○町	C川 D男	✓	1,200 千円		
(株)○○開発	"	○△マンション玄関コ ンクリート工事	○△市△○町	A田 B子	✓	1,200 千円		
○○工業所	"	E邸外構工事	▲▲市●●町	C川 D男	✓	1,100 千円		
(株)△△興業	"	○×ビル新築工事にか かかる足場仮設工事	○×市×○町	A田 B子	✓	1,100 千円		
△△設備	"	F邸新築工事のうち外 構工事	▲▲市●●町	C川 D男	✓	1,005 千円		
							令和 年 月	令和 年 月
小 計				12件		30,255 千円	うち 元請工事	千円
合 計				25件		43,255 千円	うち 元請工事	千円

この工事を記載した時点で、記載した工
事の請負金額の合計(13,000千円)が、
元請工事金額の合計(17,300千円)の7
割を超えたため、元請工事については
記載終了。

元請工事
9,000千円 1件
4,000千円 1件
1,300千円 1件
1,000千円 3件
※赤字は記載不要
合計17,300千円

下請工事
5,200千円 1件
1,750千円 2件
1,650千円 1件
1,200千円 2件
1,100千円 2件
1,005千円 1件
1,000千円 10件
※赤字は記載不要
合計25,955千円

この工事を記載した時点で、軽微な工
事の記載が10件に達したため、記載終
了。